

令和8年10月5日発行



令和9年度 多摩市認可保育所等 入所のしおり

4月入所申請
(1次)

電子申請
郵送受付

10月20日(火)～11月5日(木)

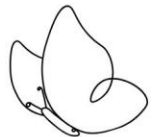
郵送の場合は消印有効、電子申請の場合は締切日の23:59まで
窓口受付: 10月30日(金)～11月5日(木) 9:00～17:00※土日祝日除く



窓口は混雑するため郵送・
電子申請にご協力ください。



詳細・申請様式はこちらから
多摩市公式ホームページ



入所申請は、受付期間内に申請書類を提出してください。また、申請は年度ごとに行う必要があります。
4月入所申請(2次)・5月以降の年度途中の入所申請については、P11～12をご覧ください。

問い合わせ先: 子ども・若者政策課 042-338-6850



目次

1	多摩市の保育について 施設の種類と申込先	P.2
2	令和9年度のお知らせ	P.3
3	入所申請ができる要件と入所期間	P.4
4	給付認定について	P.5
5	申込みから入所までの流れ	P.7
6	保育所等施設の見学	P.8
7	同時申込みについて	P.9
8	入所受付期間	P.10
9	申請に必要な書類	P.14
10	申請時の注意点 就労で申込みの方へ	P.23
11	市民以外の方の入所申込み	P.26
12	市外保育所等への入所申込み	P.27
13	利用調整	P.28
	保育の実施基準（改正案）	P.30
14	申込み後の手続き	P.32
15	利用調整結果通知	P.33
16	利用者負担額階層区分決定	P.35
	多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる保育に係る 利用者負担額基準額表	P.38
17	入所後の手続きについて	P.39
18	各類型の詳細（注意点・利用時間等）	P.43
19	直接利用・入所申請をする施設	P.49
20	その他利用できるサービス	P.52
21	手続き先のホームページ一覧	P.56
22	多摩市内私立幼稚園の預かり保育一覧	P.57
23	多摩市内認可保育所等紹介	P.58
24	保育・幼児教育施設マップ	P.92



1 多摩市の保育について 施設の種類と申込先

現在多摩市内には主に特徴が異なる 7 つの種類の保育施設があります（令和 8 年 10 月 5 日時点）。
 この他に認可外保育施設等があります。しおりの内容をよくご確認ください。申請手続きをお願いします。

保育所等では入所するクラス年齢（令和 9 年 4 月 1 日時点の年齢）でクラスを編成しています。（P4 参照）お子さんの年齢と認定の種類、受け入れ先の年齢等によって申請ができる施設や申請先が変わります。

希望する施設の類型を確認して、見学またはお問い合わせください。

		参照 ページ	類型	説明	必要な 認定	施設 数	対象クラス ※2	入所申請先	利用者負担額 （保育料）
認可保育所等	特定教育・ 保育施設	P43 P44	認可保育所	保護者が働いている場合や、病気・出産等のため、日中お子さんをご家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育し、子育てを支援する施設です。	3 号 2 号	22	0～5歳児	市	市が定めた額 （無償）
		P45	認定こども園 幼保連携型認定こども園	保育所と幼稚園を組み合わせた施設です。保育所と同様に保育を実施するとともに、幼稚園としての幼児教育も実施します。	3 号 2 号 1 号	1	0～5歳児	0～2 歳児→市 3～5 歳児 →各施設※3	市が定めた額 （無償）
			認定こども園 幼稚園型認定こども園		2 号 1 号	2	3～5歳児	各施設※3	市が定めた額 （無償）
	特定地域型 保育施設	P46	小規模保育事業所	認可保育所と同様に、日中お子さんをご家庭で保育できない場合に、2 歳児クラスまでの乳幼児を対象に原則 19 人以下の少人数で保育する施設です。	3 号※1	4	0～2歳児 ※2	市	市が定めた額 （無償）
		P47	家庭的保育事業所 （保育ママ）	市で認定した家庭的保育事業者が、自宅等で 2 歳児クラスまでのお子さんを保育します。1 施設につき、5 人を限度にお預かりします。	3 号※1	2	0～2歳児 ※2	市	市が定めた額 （無償）
		P48	事業所内 保育事業所 （地域枠）	会社の事業所の保育施設などで、地域枠を設けて、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。	3 号※1	1	0～2歳児	市	市が定めた額 （無償）
		P49 P51	東京都認証 保育所	東京都認証保育所基準により質を確保しつつ、大都市の多様な保育ニーズに応える東京都独自の保育所です。	新 3 号 新 2 号	11	0～5歳児	各施設	施設が定めた額
認可外 保育施設		P50 P51	企業主導型 保育所 （地域枠）	国から助成を受けて、企業が自主的に設置する認可外保育施設です。企業の従業員のための企業枠の他に、地域住民のための地域枠を任意で設けている場合があります。	3 号 2 号	4	0～5歳児	各施設	施設が定めた額

※ 1 …在籍中に 2 号認定の対象になる場合があります。

※ 2 …保育施設によって対象年齢が異なる場合があります。

※ 3 …P45 参照

2 令和 9 年度のお知らせ

(1) 幼児教育・保育の無償化及び給食費の負担軽減について (P35)

令和元年 10 月からの幼児教育・保育無償化、令和 5 年 10 月からの東京都保育料第 2 子無償化、令和 7 年 9 月より東京都の保育料第 1 子無償化により、認可保育所等の保育料が全世帯で無償化となった一方で、給食の食材料費については原則実費負担となりました。幼児教育・保育の無償化が行われて以降、多摩市では無償化以前の保育料と給食費の差を鑑み対象者に給食費の負担軽減を行ってきましたが、給食費の保護者負担額の見直しに伴い、今後は、年収 360 万円未満相当世帯について、公費負担で給食費を免除とする予定です。

(2) 保育室ぼけっとぽっけ（家庭的保育事業所）は令和 9 年度は休所となります (P47)

令和 8 年度末（令和 9 年 3 月）で休所となるため、令和 9 年度の募集はありません。

(3) こひつじ（家庭的保育事業所）は令和 9 年度末で閉所となります (P47)

令和 9 年度末（令和 10 年 3 月）で閉所となる予定のため、令和 9 年度に 0・1 歳児で入所される場合は卒園（2 歳児の終わり）まで在籍することができません。ご了承の上、お申込みください。

(4) 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きについて (P24)

令和 7 年 4 月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は保育所等の利用申込書一式の写しが必要となっているようです。保育所等の利用申し込みを行う際は、**必ず市に提出する前に、自身で申込書一式の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申込を行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。**

(5) 令和 9 年度多摩市こども誰でも通園事業について (P53)

令和 9 年度の多摩市での実施の詳細については決定次第、多摩市公式ホームページ等でお知らせします。（令和 9 年 3 月頃予定）

(6) 保活ワンポータルについて (P8)

東京都との連携で実施している保育園探しから見学、入園申請までをオンラインで可能な「保活ワンストップサービス」について、令和 9 年度からは国が構築した「保活ワンポータル」に変更となります。是非ご利用ください。

※保活ワンポータルの利用開始は令和 9 年 3 月（予定）からとなります。令和 9 年 2 月末までは従来の「保活ワンストップサービス」をご利用ください。

3 入所申請ができる要件と入所期間

多摩市の認可保育所等に申請ができるのは、原則**生後43日目**から、就学前までのお子さんで、次の**2つに該当する場合**です（誕生日の翌日から数えて42日を経過した翌月1日入所の申込みができます）。

（1）多摩市在住

多摩市に転入予定の方も、転入予定日の翌月から在住要件として申込みができます。

（多摩市在住ではない方の申込みは **P26** 「11 市民以外の方の入所申込み」をご覧ください）

（2）保育の必要性の認定「教育・保育給付認定」を受けている

保育所等に入所するには、保育の必要性の事由の認定「教育・保育給付認定」（2号または3号認定）を受ける必要があります。「保育の必要性」（一覧は **P14**）とは、保護者が仕事、病気等の理由により「**家庭で未就学児の保育が困難な状態**」を指します。幼児教育や集団生活に慣れさせる目的では保育の対象とはなりません。入所後、保育の必要性がなくなった場合は、その月の末日をもって退所となります。

また、特段の事由がなく2ヶ月間登園しなかった場合も退所となります。

令和9年度のクラス年齢表 令和9年4月1日時点の年齢でクラス編成をしています。

クラス年齢	対象生年月日
0歳児	R8(2026).4.2～
1歳児	R7(2025).4.2～R8(2026).4.1
2歳児	R6(2024).4.2～R7(2025).4.1
3歳児	R5(2023).4.2～R6(2024).4.1
4歳児	R4(2022).4.2～R5(2023).4.1
5歳児	R3(2021).4.2～R4(2022).4.1

※入所申請には当該年度のクラス年齢をご記入ください。

※4月入所ができるのはR9.2.18以前に生まれた児童です。



4 給付認定について

給付認定とは、教育・保育を受ける子どもに国や都から給付される費用を認定するためのものです。**施設を利用する場合や無償化対象になるために給付認定を受ける必要があります。**給付認定は「教育・保育給付認定」と「子育てのための施設等利用給付認定」の2種類に分かれます。区分は以下の表を確認してください。給付認定の申請や、変更申請を行ったときは、多摩市で申請内容を確認し、原則30日以内に「支給認定証」を発行します。支給認定証は最長で卒園まで有効なため、大切に保管してください。なお、申請が集中することから、4月入所を申請している方の支給認定証は4月入所結果通知と同時期に発行しますのでご注意ください。また、いずれの給付認定においても、遡りの発行はできません。施設を利用する前に申請の手続きをしてください。

(1) 教育・保育給付認定

認可保育所等（認可保育所・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業）で保育を受けたい方は保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定（2・3号）」を受け、**支給認定証**が必要となります。保育所等の申込みと同時に申請することができます。

▼教育・保育給付認定区分表

認定区分	対象年齢	保育の必要性		利用できる施設
1号認定	満3～5歳	なし	教育標準時間 4時間	認定こども園、新制度幼稚園
2号認定	3～5歳	あり	保育標準時間 11時間	認定こども園、認可保育所
3号認定	0～2歳		保育短時間 8時間	認定こども園、認可保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育所

※3号認定は満3歳の誕生日の前々日までが有効期限のため、3歳になる前月に2号認定の支給認定証を発行します。

(2) 子育てのための施設等利用給付認定

認可保育所等以外の無償化対象となる施設を利用した場合、給付を受けるために必要な認定です。詳しくは、「令和9年度幼児教育・保育の無償化のしおり」をご覧ください。

▼施設等利用給付認定区分表

認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象となる施設・事業
新1号認定	満3～5歳	なし	現行制度幼稚園、特別支援学校幼稚部
新2号認定	3～5歳	あり	認定こども園及び幼稚園の預かり保育、特別支援学校幼稚部の預かり保育事業、一時保育事業、認可外保育施設、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
新3号認定	0～2歳 (住民税非課税世帯)		一時保育事業、定期利用保育事業、認可外保育施設、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

支給認定証を受け取ったら・・・

○2号・3号の認定には、保育の必要性の事由が必要です。要件や状況に変更が生じた場合は速やかに届け出てください。変更の届け出がない場合、入所決定取消、または退所になる場合があります。

○発行された支給認定証は大切に保管してください。

※市外に転出される場合は、多摩市の認定は無効となりますので事前に多摩市民としての退所届出等と転出予定先への手続きが別途必要です。

○**支給認定証に必要な事項等（住所・氏名・同居人数・保育の必要性等）が変更になる場合は、教育・保育給付認定の変更のお手続きが必要です。令和8年度より、住所変更で更新後の支給認定証は発行がありませんが、市での世帯情報の更新手続きのため、事由の生じた日から2週間以内に給付認定変更届を市に提出してください（郵送または窓口での提出）。新しい住所での支給認定発行を希望する場合は再発行の申請（下記二次元コードより電子申請可）をしてください。**

○支給認定証には有効期限があります。支給認定証で確認してください。

○保育の必要性の事由は、母・父どちらも必要です。

【3号認定の有効期限について】

○3号認定は満3歳の誕生日の前々日が有効期限となりますが、認可保育所等の在籍がある場合、またはその年度中に申請して待機になっている場合で申請時の状況と変更がない場合は切り替えの手続きをする必要はありません。在籍児は3歳になる前月の末日までに2号認定の支給認定証を送付します。



よくある質問

支給認定証
再発行申請フォーム



① 教育・保育給付認定はどのように申し込みすればいいですか？

認可保育所等を申し込む際に同時に申請することができます。すでに申請をしていれば、手続きは必要はありません。もし、支給認定証を紛失された場合は再発行することも可能です（上記二次元コードより電子申請可）。教育・保育給付認定のみ受けたい場合は別途ご相談ください。

② 支給認定証が届きましたが、どうすればいいですか？

申込みをした内容に間違いがないか確認し、大切に保管してください。保育所等に提示を求められることがあります。住所、氏名、代表者、保育の必要性の事由が変更になった場合は、速やかに給付認定変更届を提出してください。様式は多摩市公式ホームページからダウンロードできます。



届出様式

③ 支給認定証の有効期限が卒園よりも前になっているのですが、どうしてですか？また、3号の支給認定証が有効期限切れになった場合は何か手続きは必要ですか？

支給認定証には最長3年間の有効期間があります。3号認定は、3歳の誕生日の前々日までが有効期間で、基本的に誕生日の前月中に2号認定の支給認定証を送る予定です。2号認定の有効期間は、就学前までになっています。2号になる際の支給認定証交付の手続きは不要になります。（企業主導型保育所在園の場合は認可保育所等待機児でない場合別途再申請が必要です。）

また保育の必要性の事由が、求職活動の場合は3ヶ月、出産の場合は分娩予定月の2ヶ月後までなど、基本的には入所ができる期間と認定期間が同じになります。

5 申込みから入所までの流れ

保育所等の申込みから入所までの一連のお手続きは以下のとおりです。



6 保育所等施設の見学

(1) 希望保育施設の選択

お子さんを預ける認可保育所等を決めるにあたり、実際に通える距離であるか、希望する保育環境であるかなどを、ご自身の目で確かめていただくため、入所申請の前に、**必ず一度見学してください。**

※**見学の実施状況や日時・方法については、直接各施設にお問い合わせください。**施設によって、開所時間が異なります。
オンラインでの見学予約も「保活ワンポータル」より可能です。

※保活ワンポータルの利用開始は令和9年3月（予定）からとなります。令和9年2月末までは従来の「保活ワンストップサービス」をご利用ください。



保活に必要な情報を、ひとつに。

保活ワンポータル

保活ワンポータルは、保護者の保活負担軽減のため、こども家庭庁が提供するサービスです。必要な情報の確認や施設の検索、見学予約など、保活をオンラインでまとめて行うことができます。

利用方法

- 1 | アカウント作成
- 2 | パスワード設定
- 3 | アカウント登録
- 4 | ログイン
- 5 | 利用開始

お問い合わせ先

保活ワンポータルの操作に関するお問い合わせ
<https://www.hokatsu-call.cfa.go.jp/usr>
※保活ワンポータルの「お問い合わせ」より遷移できます。

POINT 1

✓ 保活の情報がわかる

POINT 2

✓ 施設をまとめて検索

POINT 3

✓ かんたん見学予約

(2) 障がい児・特別な配慮を要する児童・アレルギーのある児童

・障がい児の受け入れは全保育所等で行っていますが、障がいや特性の程度、保育士の配置等によっては、受け入れができない場合があります（保育施設により受入基準が異なります。受入基準は、中程度の障がいまで）。申込み前に、**かかりつけの医療機関で、保育所等での集団保育が可能か確認**していただくとともに、必ずお子さんと一緒にすべての希望保育所等に見学へ行き、障がいや特性についてお話しいただき、受け入れ可能かどうかを施設に確認してください（児童の状況により診断書等の提出が必要になる場合があります）。

・アレルギーのある児童については、症状によっては、給食ではなく**お弁当の持参をお願いしたり、受け入れができない場合があります**（施設により受入基準が異なります）。申込み前に、必ずお子さんと一緒にすべての希望保育所等に見学へ行き、アレルギーについてお話しいただき、受け入れ可能かどうかを施設に確認してください。

事前に見学していない場合や保育所等が受け入れを了承していない場合は、入所決定がされても、施設が入所をお断りすることがあります。

(3) 医療的ケアが必要な児童

保育所等で医療的ケアが必要な児童については、別途提出書類及びお子さまを安全に受け入れることが可能かを審議する期間が必要です。多摩市役所子ども・若者政策課で聞き取りをし、ご案内をしますので、原則として入所希望月の申請期間の5ヶ月前までに、多摩市役所子ども・若者政策課へ連絡してください。

7 同時申込みについて

令和9年度4月入所申込み時に、令和8年度(12月入所～3月入所)の同時申込みが可能です。

同時申込みする場合に限り、令和8年度の必要書類のうち、保護者の保育の必要性の事由を証明する書類(詳しくは、P.14-15の「9 申請に必要な書類」参照)と児童状況票について、**令和9年度版の書類の写し**での提出が可能です。また、電子申請も同時申込みに対応しています。

※証明書類は提出日(市受領日)から3ヶ月以内に発行されたものが有効となります。

例：令和8年11月1日に郵送にて令和9年度4月入所申込みと令和8年度(令和9年)2月入所申込みを同時に申請する場合

下記の他、それぞれの年度で該当者のみ必要な書類あり(詳しくは、P15 (2)該当者のみ必要な書類)

令和9年度4月入所申請書類	令和8年度(令和9年)2月入所申請書類
令和9年度版申請書類①② (詳しくは、P14 9 申請に必要な書類の①～③)	令和8年度版申請書類①② (詳しくは、令和8年度多摩市保育所等入所のしおり P13 11 申請に必要な書類)
令和9年度版保護者の保育の必要性の事由を証明する書類(原本と写し計2部)	
令和9年度版児童状況票③(原本と写し計2部)	
(該当者のみ) 令和8年度の課税証明書(2部※2部とも写しでも可)	

※同時申込みののち令和8年度中(12月～3月)に入所が決定した場合、令和9年度の新規入所申請は取り下げとなります(取下書を提出していただきます)。

ただし、0～2歳までの連携園のない認可保育所等(多摩市内では、どんぐり保育室、こひつじ、濱田朝子、サクラさーくる)に入所した2歳児クラスの児童の場合、令和8年度中で卒園となるため、令和9年度新規申請の取下げは不要です。



8 入所受付期間

4月1次受付

4月入所申請は、**出産予定の児童も受け付けます**。ただし、産休明け保育の関係上、2月19日以降に生まれた場合は、4月入所の対象となりません。

認定こども園への4月入所申込みは年齢や希望順位により申請時期や申請先が異なるため、必ず **P.45**「認定こども園」を確認してください。

(1) 郵送、電子申請受付期間 原則郵送、電子での申請にご協力ください。

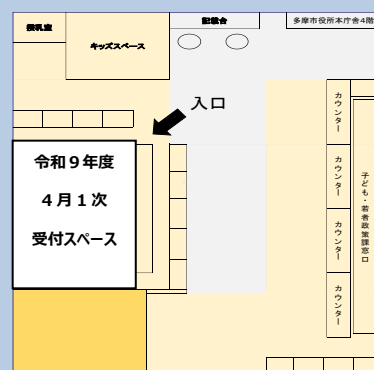
令和8年10月20日(火)9:00～令和8年11月5日(木)23:59(当日消印有効)

(2) 窓口受付期間(土日祝除く)

電子申請の場合、締切時間までに申請を完了する必要があります。

令和8年10月30日(金)～令和8年11月5日(木)

提出書類	多摩市申請書類一式 (P14 参照)
提出方法	郵送、電子申請または窓口へ直接持参
受付場所	○郵送の場合 : 〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1 多摩市役所子ども・若者政策課 幼児教育・保育担当 ○電子の場合 : 多摩市公式ホームページの申請上の注意を必ずご確認ください。 ○窓口の場合 : 多摩市役所4階子ども・若者政策課横の特設受付スペース ※4月入所申請(1次受付)に限り、子ども・若者政策課前の特設受付スペースにて行います。
受付時間	9:00～17:00 ※窓口申請の場合
募集人数	令和8年10月7日(水)公表予定(多摩市公式ホームページ、窓口にて公表)
結果通知	令和9年2月3日(水)発送予定(郵送) 電話等による結果の問い合わせには、一切お答えできません。
注意事項	・申込み後の希望保育所等変更や追加・不足書類(税書類・まだ産まれていない児童の児童状況票は除く)の提出締切→令和8年11月30日(月)(当日消印有効) ・申込書の取下げ・希望保育所等の削除のみの締切→令和9年1月4日(月) ※1月5日(火)以降の取下げや、希望保育所等の削除は、辞退と同等に取り扱います。 申請内容に疑義が生じた場合や記入漏れの確認等、申請書に記載の電話番号に子ども・若者政策課(TEL:042-338-6850)から内容確認の連絡をする場合があります。



(3) 郵送・電子申請後の受付票発行の流れについて

【郵送の場合】申請書に添付する「送付先宛名記載用紙」に記入いただいた住所へ受付票と受領確認票を送付します。不足書類がある方については、同封する不足書類添付票にてお知らせします。必要書類や提出期限をご確認いただき、締切日までに不足書類添付票と併せてご提出ください。投函から14日を過ぎても受付票等が届かない場合は、投函または申請した旨を子ども・若者政策課までご連絡ください。

【電子申請の場合】申請後に受付後の注意事項が表示されるので、よく読んでください。受付票と受領確認票は送付しません。不足がある場合のみ不足書類添付票を郵送します。

4 月 2 次受付

2 次受付は、1 次利用調整の結果、空きがある施設及び転所や退所により新たに空きが生じた施設について、利用調整及び決定を行います。

受付期間	令和9年1月5日(火)～2月12日(金) 必着 ※4月の2次以降の申請書及び不足書類提出は、審査期間が短いため 必着 です
受付場所	多摩市役所 4 階子ども・若者政策課 ※窓口申請の場合
提出書類	多摩市申請書類一式 (P14 参照)
提出方法	郵送、電子申請または窓口へ直接持参 ※4 月 1 次受付の提出方法と同じ
募集人数	令和9年2月8日(月) 公表予定 (多摩市公式ホームページ、窓口にて公表)
結果通知	令和9年2月26日(金) 発送予定 (郵送にて通知)
注意事項	4 月 1 次利用調整で利用保留となった方は、自動的に 2 次の利用調整にかかります (再申請不要)。4 月 1 次利用調整で入所決定を辞退した場合は、申請も取下げとなるため、4 月 2 次受付以降、改めて申請が必要となります。4 月 1 次申請と同様に原則郵送、電子での申請にご協力ください。ただし、申請書及び不足書類や希望園の変更等の書類は締切日必着となります。 申請内容に疑義が生じた場合や記入漏れの確認等、申請書に記載の電話番号に子ども・若者政策課 (TEL:042-338-6850) から内容確認の連絡をする場合があります。お手すきの際に電話に出ていただくようお願いします。 ※ 2 次利用調整後に追加選考を行う場合があります。保留の方には、2 次利用調整後に個別にご案内します。

定期利用保育の申込み

2 次結果発送後に、4 月の定期利用保育の受付を各施設で行います。

4 月受付期間	令和9年3月3日(水)～3月10日(水)
対象となる方	市内在住で保育所等に入所申請で保留となった満 1 歳～2 歳児クラスの児童
受付場所	定期利用保育を実施している施設 ※申込み当日に受付票等の記入、面談があります。
提出書類	保育所等利用調整結果通知書 (利用保留)・支給認定証
結果通知	令和9年 3 月12日(金)以降施設より連絡
注意事項	・5月以降の申込みは随時施設にお問い合わせください。 ・定期利用保育は希望者多数となるため、4 月申請 (上記受付期間) は 1 園のみとさせていただきます。ただし、3月12日(金)の結果通知後は空きのある園に随時ご申請いただけます。 ・有効期間内の支給認定証を利用施設に提示することが必須となります。

5月以降入所の申込み

5月以降の入所申請については、各月の受付期間内に、提出された書類にて指数をつけて、定員の空きに対して入所の利用調整をします。

入所月	受付期間 ※窓口申請の場合は土日祝除く。	結果通知到着予定日
5月入所	3月16日（火）～ 4月15日（木）	4月23日頃
6月入所	4月16日（金）～ 5月15日（土）	5月25日頃
7月入所	5月16日（日）～ 6月15日（火）	6月25日頃
8月入所	6月16日（水）～ 7月15日（木）	7月23日頃
9月入所	7月16日（金）～ 8月15日（日）	8月25日頃
10月入所	8月16日（月）～ 9月15日（水）	9月24日頃
11月入所	9月16日（木）～10月15日（金）	10月22日頃
12月入所	10月16日（土）～11月15日（月）	11月25日頃
1月入所	11月16日（火）～12月15日（水）	12月24日頃
2月入所	12月16日（木）～ <u>1月11日（火）</u> (締切が早いご注意ください。)	1月25日頃
3月入所		2月25日頃

※郵送申請の場合、審査期間が短いため**必着**です。

受付場所	多摩市役所 4階子ども・若者政策課
提出書類	多摩市申請書類一式 (P14 参照)
提出方法	郵送、電子申請または窓口へ直接持参 ※4月の提出方法と同じ
募集人数	入所月の前月の10日頃に空き状況を公式ホームページで公開
注意事項	申請が年度間有効なため、保育所等への入所が必要なくなったら、取下書を提出してください。決定後、辞退をすると次回の申請時に、辞退によるマイナスの指数(－2)がつくのでご注意ください（翌年度まで減算継続）。 利用調整結果は、入所希望月の前月 25 日頃、封書にて発送します。申請された最初の月のみ、利用可・保留に関わらず、必ず郵送で結果を通知しますが翌月以降は入所（または転所）が決定した時のみ通知します。 4月1次申請と同様に<u>原則郵送、電子での申請にご協力ください。</u>ただし、5月以降の入所申込みは<u>申請書及び不足書類や希望園の変更等の書類は締切日必着</u>となりますので、ご提出する際にはご注意ください。



よくある質問

① 希望する保育所等・クラスの募集人数が「0」でしたが、申込みは可能ですか？

可能です。空き人数が「0」でも、転所（転園）や退所により空きが生じた場合は利用調整するため、空きがない園を含めて、希望順位順に希望園を書いてください。

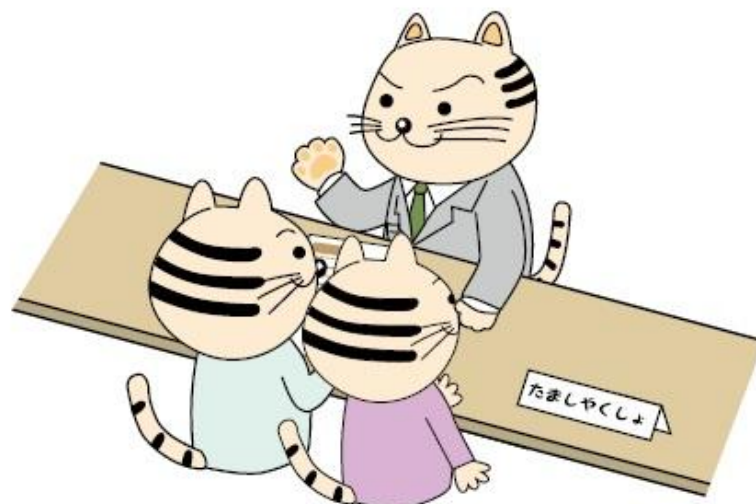
② 希望保育所等をたくさん書いたり、第1希望しか書かなかった場合に、優先されたり不利になったりしますか？また、申込みの際に「嘆願書」などを提出すれば、入所選考の際に考慮してもらえますか？

多摩市の利用調整では、希望保育所等の数によって優先されたり、不利になったり、嘆願書の内容を考慮したりすることは一切ありません。利用調整は、保育の実施基準に基づく「指数」と「優先順位」のみで行います。

申込書の希望保育所等施設名記入欄の記入にあたっては、必ず通うことのできる保育所等を、通いたい順番に記入してください。

③ 現在、幼稚園に通っている子どもを、夏休みや土曜日などに保育所等に預けることはできますか？

幼稚園に在籍中は、保育所等へ入所することはできません。現在、多摩市では全幼稚園で預かり保育を実施しています。また、一時保育（P52参照）は幼稚園の夏休み等休園期間であれば利用することができます。（在籍園が開所日は利用できません。）



9 申請に必要な書類

(1) 必ず提出が必要な書類 5 点 ※様式は多摩市公式ホームページから印刷できます。

①送付先宛名記載用紙（郵送での申請者のみ）
②教育・保育給付認定及び保育所等入所申込書（A）
③令和 9 年度保育所等申込承諾書（B）
④児童状況票（C）
⑤保護者（父母）それぞれの保育の必要性の事由を証明する書類（ひとり親の場合は不存在を証明する書類）

※原則発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。（手帳・証書は有効期間内のもの）

※保育の必要性の事由を証明する書類に**不備がある場合は、求職として取り扱います。**

※保育の必要性の事由が 2 つ以上ある場合は、すべて提出してください。

（★）については、高い指数等を設定し利用調整しているため
入所期間終了後は必ず退所していただくことになります。
再度入所を希望する場合は改めて申請が必要です。

保育の必要性の事由		提出書類※【指定様式】・【多摩市様式】は多摩市公式ホームページよりダウンロードできます。	入所ができる期間
就労 (就労内定)	週 1 2 時間以上の就労のため保育が必要	【指定様式】就労証明書 ○内 定 者：認定月の中旬までに就労開始証明書の提出が必要です。 ○個人事業主：P15 参照 ※個人事業主で必要書類がない場合、求職として審査します。	就労期間 
出産(★)	出産のため保育が必要	母子(親子)健康手帳の表紙と 分娩予定日のわかるページのコピー 	5 ヶ月以内(出産予定月とその月の前後 2 ヶ月が対象になります。求職から出産への変更はできません。)
疾病	入院、その後通院が必要で保育困難と診断されたため保育が必要(★)	【多摩市様式】保育が困難である記載された診断書	入院、通院期間
	自宅療養で保育困難と診断されたため保育が必要	【多摩市様式】診断書 ※病院所定の診断書では受付できません。	療養期間
障がい	身体障害者手帳 4 級以上、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所有者のため保育が必要	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の表裏両面のコピー	該当期間
看護介護	週 1 2 時間以上の入院や通院等で付き添いを要するため保育が必要	・被看護・介護者の【多摩市様式】診断書または、要介護認定書・身体障害者手帳等のコピー ・平均的な一週間の看護介護のスケジュール（被看護・介護者と別居の場合）（任意様式）	看護・介護に要する期間 
就学	週 1 2 時間以上の就学のため保育が必要	・学生証（写）または在学証明書（在学期間や有効期限の記載のあるもの） ・就学期間とカリキュラムがわかる書類（学校教育法に定める学校でない場合）	就学期間 
不存在		マル親医療証、戸籍謄本（写）、ひとり親制度認定通知、児童扶養手当証書、離婚届受理証明書（離婚後 3 ヶ月以内に限る）、調停期日通知書のいずれか 1 点（コピー可）	ひとり親である期間
その他	災害復旧にあっている(★)・虐待・DVのおそれがあるため保育が必要・その他特例(★)	個別にお問い合わせください。	保育を要する期間
求職	継続的な求職活動を行っているため保育が必要	「A 教育・保育給付認定及び保育所等入所申込書」の裏面の求職の欄に記入 ※ 3 ヶ月を超えての認定はできません。	3 ヶ月以内

(2) 該当者のみ必要な書類

個人事業主の方で育児による休業中の方 1.～4.についてはいずれか1点(写)(P23参照)	【個人事業主用】育児による休業取得証明書 1. 会社の登記事項証明書または個人事業主の開業届 2. 営業許可証 3. 事業所得が記載されている確定申告の写し(第一表および第二表) 4. 委託契約書等								
個人事業主の方 (法人格がなく、会社等に属さない就労者、個人事業主の方) ※提出する書類は必ず再度ご確認ください。	法人格を持たない個人事業主は就労証明書と下記の書類を提出してください。 ● 下記の書類を提出できない場合は原則就労要件として審査・認定をすることはできません。 ● Aのみしか提出できない場合は原則入所次第就労を開始する内定者として審査を行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>提出依頼書類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要書類</td><td>事業所得が記載されており、税務署に申告している直近の確定申告の写し(第一表および第二表)</td></tr> <tr> <td>入所申請日から1年以内に個人事業主になった方で、確定申告書が提出できない場合 A,B から1つずつ必須</td><td> A (1)開業届 (2)営業許可証 等 事業の実態がわかるもの (個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は、個人情報の流出防止の観点から該当箇所を黒塗りのうえご提出ください。) B (1)確定申告のための帳簿(直近3ヶ月までのもの) (2)請負契約書 (3)業務委託契約書 等 事業の収支のわかる書類 </td></tr> <tr> <td>これから個人事業主になる内定の場合</td><td>Aのみ提出必須。Bの収入のわかる書類は次年度現況届および継続申請の際に提出してください。</td></tr> </tbody> </table>		提出依頼書類	必要書類	事業所得が記載されており、税務署に申告している直近の 確定申告 の写し(第一表および第二表)	入所申請日から1年以内に個人事業主になった方で、確定申告書が提出できない場合 A,B から1つずつ必須	A (1)開業届 (2)営業許可証 等 事業の実態がわかるもの (個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は、個人情報の流出防止の観点から該当箇所を黒塗りのうえご提出ください。) B (1)確定申告のための帳簿(直近3ヶ月までのもの) (2)請負契約書 (3)業務委託契約書 等 事業の収支のわかる書類	これから個人事業主になる内定の場合	Aのみ提出必須。 Bの収入のわかる書類は次年度現況届および継続申請の際に提出してください。
	提出依頼書類								
必要書類	事業所得が記載されており、税務署に申告している直近の 確定申告 の写し(第一表および第二表)								
入所申請日から1年以内に個人事業主になった方で、確定申告書が提出できない場合 A,B から1つずつ必須	A (1)開業届 (2)営業許可証 等 事業の実態がわかるもの (個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は、個人情報の流出防止の観点から該当箇所を黒塗りのうえご提出ください。) B (1)確定申告のための帳簿(直近3ヶ月までのもの) (2)請負契約書 (3)業務委託契約書 等 事業の収支のわかる書類								
これから個人事業主になる内定の場合	Aのみ提出必須。 Bの収入のわかる書類は次年度現況届および継続申請の際に提出してください。								
20歳以上65歳未満の同居者がいる方(4月1日時点の年齢)	該当の同居者の保育の必要性の事由を証明する書類※詳しくは P14 をご確認ください								
右記保育施設の利用実績が、令和8年4月または産休終了月の翌月から継続して週12時間以上ある方	在籍証明書(多摩市様式) ① 東京都認証保育所 ② 市内認可保育所の定期利用保育 ③ 市内認可保育所の一時保育 ④ 各自治体に届出のある認可外保育施設 ⑤ 企業主導型保育所								
出産予定の児童を申請する方	母子健康手帳(親子健康手帳)の表紙と分娩予定日がわかるページのコピー ・申請書の氏名欄は名字+ベビーとご記入ください。 ・出産後、児童状況票と教育・保育給付認定変更届を提出してください。								
同居者に手帳等がある世帯	対象の方の手帳の写し(給食費が補助される場合があります。)								
令和8年1月1日現在に多摩市に住民票が無く、令和9年4月～8月入所を希望する方	令和8年度市町村民税課税・非課税証明書(写)もしくは令和8年度市町村民税納税通知書(写) ・源泉徴収票、確定申告書及び市町村民税税額決定通知書は不可です。 ・課税・非課税証明書は、課税証明書の対象年の1月1日に住民登録があった市区町村で発行されます。								
令和9年1月1日現在に多摩市に住民票が無く、令和9年9月～令和10年3月入所を希望する方	令和9年度市町村民税課税・非課税証明書(写)もしくは令和9年度市町村民税納税通知書(写) ※また、令和9年度の課税・非課税証明書は、令和9年1月1日に住民登録のあった市区町村で令和9年6月以降に取得ができます。 ・利用者負担額(保育料)算定の際、父母が非課税かつ、同居者がいる場合は課税額が一番高い方(家計の主宰者)の税情報で保育料を決定するため、その方の税書類が必要になることがあります。								
二世帯住宅にお住まいで別居とみなすことをご希望の場合(A,Bいずれか)	A (1)二世帯分の公共料金(電気・ガス・水道)の支払いの証明 (2)生活の共用部分の分離が確認できる住宅の図面 B 第三者を介した賃貸契約がある場合、賃貸契約等の客観的証明書類 } 両方必要です。								
希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長をし、待機することが可能な方	育児休業の延長が許容可能である申出書 ※ P23(1)② 参照 注意! 提出すると18点の減算となります。								

「保育所等入所申請及び教育・保育給付認定に係る個人番号(マイナンバー)記載や記入」について

原則、保育所等入所申請者全員にご提出いただく書類ですが、令和9年度の入所申請は郵送、電子受付を行うことから、郵便事故等による個人情報の流出を防ぐため、必要な場合には、別途、子ども・若者政策課幼児教育・保育担当からご連絡します。

令和9年度版

本申込書の有効期間：令和10年3月入所分まで

多摩市長 殿

教育・保育給付認定及び保育所等入所申込書

記入例

A

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費の教育・保育給付認定及び保育所等入所を申し込みます。

住所	〒 206-8666	多摩市	〒 6-12-1	転入予定の方は多摩市の住所をご記入ください。 (郵送の場合、送付先宛名用紙は申請時点のご住所をご記入ください。)			
別居の場合は氏名の後に(別居)と記入	フリガナ 氏名	児童との続柄	携帯電話	保育施設・幼稚園名等 場合は住所を記入			
代表保護者 (保育所申請等に関する ことで日中連絡の取り やすい方)	タマ イチロウ 多摩 一郎	父	必須	090-0000-0000	S59.2.26	40	公務員
保護者2(ひとり親の 場合は「不存在」と記入 してください)	タマ ハナコ 多摩 花子	母	必須	080-0000-0000	H2.6.8	33	会社員
保育希望期間	開始	R9	年	4	月から卒園まで	出産要件での申込み のみ保育終了月を記入	年 月 日まで

申込児童	フリガナ	タマ マルコ	クラス年齢 (R9.4.1時点の年齢)	タマ ジロウ	クラス年齢 (R9.4.1時点の年齢)		クラス年齢 (R9.4.1時点の年齢)
	氏名	多摩 丸子	4 歳	多摩 次郎	2 歳		
	生年月日 (和暦)	R4 年 5 月 20 日		R6 年 9 月 3 日			
入所を希望する保育所等の名称 ※第6希望以上の希望園がある場合は別紙を付け、下記にチェックを付けてください。(自由様式)	第1希望	多摩保育園 【 見学 ☐ 済 ☐ 未 ☐ 】		多摩保育園 【 見学 ☐ 済 ☐ 未 ☐ 】		【 見学 ☐ 済 ☐ 未 ☐ 】	
	第2希望	【 見学 ☐ 済 ☐ 未 ☐ 】		桜ヶ丘第一保育園 【 見学 ☐ 済 ☐ 未 ☐ 】		【 見学 ☐ 済 ☐ 未 ☐ 】	
	第3希望	【 見学 ☐ 済 ☐ 未 ☐ 】		【 見学 ☐ 済 ☐ 未 ☐ 】		【 見学 ☐ 済 ☐ 未 ☐ 】	
	第4希望	【 見学 ☐ 済 ☐ 未 ☐ 】		【 見学 ☐ 済 ☐ 未 ☐ 】		【 見学 ☐ 済 ☐ 未 ☐ 】	
	第5希望	【 見学 ☐ 済 ☐ 未 ☐ 】		【 見学 ☐ 済 ☐ 未 ☐ 】		【 見学 ☐ 済 ☐ 未 ☐ 】	
希望園について別紙を提出する場合はチェック	☐ 第6希望以上の希望園があり、別紙を提出する		☐ 第6希望以上の希望園があり、別紙を提出する		☐ 第6希望以上の希望園があり、別紙を提出する		

第6希望以上ある場合は別紙(任意様式)をご提出ください。

※2人以上同時に新規申請する場合のみご記入ください。
※下記希望条件選択欄から希望する番号を1つ選び、✓を付けてください。

きょうだいが同時に入所できる場合のみ、利用を希望(1人でも入所できない場合は、全員入所しない)

→ ☐ ①同じ施設のみ、利用希望
→ ☐ 別の施設でも利用希望

きょうだいが1人だけ入所することも可能

→ ☐ ②希望順位よりも、同じ施設の利用を優先
→ ☐ ③同じ施設よりも、希望順位の高い施設の利用を優先

→ ☒ ④上の子の利用を優先(※上の子のみ決定する場合あり)
→ ☐ ⑤下の子の利用を優先(※下の子のみ決定する場合あり)
→ ☐ ⑥希望順位よりも、同じ施設の利用を優先
→ ☐ ⑦同じ施設よりも、希望順位の高い施設の利用を優先

複数の児童を同時に申請している場合
必ずいずれかに☑をつけてください。

同居者	フリガナ 氏名	児童との続柄	携帯電話(同居者は任意)	生年月日	年齢 (R9.4.1時点)	職業 (児童は保育施設・幼稚園名等)
※申込児童・代表保護者・保護者2以外 ※世帯分離・住民票・戸籍関係に関わらず、同じ住所に居住している場合は記入してください。	タマ タロウ 多摩 太郎	祖父		S25.11.30	76	専業主夫

必ず確認し☑記入をお願いします。

世帯分離していても、同住所に住んでいる全員をご記入ください。
また、単身赴任等で同居していない場合でも記載をしてください。
※2世帯住宅等で生計は別の場合は、別途提出書類がある場合があります。
(「令和9年度認可保育所等入所のしおり」P15参照)税情報の提供について
(必須)

同意します

多摩市が保育施設(施設型給付費・地域型保育給付費等)の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む。)及び税情報について根拠となる申請書等及び世帯情報を閲覧し、並びにその情報に基づき決定した利用者負担額等について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

令和8年1月1日時点で、多摩市に住民登録がある	父	☒ はい ☐ いいえ (稲城市 (市区町村名)) に住民登録があります	令和9年1月1日現在、多摩市に住民登録がある	父	☒ はい ☐ いいえ (稲城市 (市区町村名)) に住民登録があります
	母	☒ はい ☐ いいえ (稲城市 (市区町村名)) に住民登録があります		母	☒ はい ☐ いいえ (稲城市 (市区町村名)) に住民登録があります

※いいえにチェックをつけた方は、令和8年1月1日に住民登録のある市区町村で発行される令和8年度市町村民税課税・非課税証明書(写)または令和8年度納税通知書を提出してください。4月～8月の入所申請をされる方は提出が必要ですが、9月以降の入所申請の方は提出不要です。

裏面(電子の場合は2シート目)も必ず記入をお願いします。

裏面もあります

		代表保護者															
保育の必要性	就労	求職	出産	疾病	障がい	看護	介護	就学	災害	不存在	特例	その他	就労	求職	出産	疾病	障がい
✓を記入⇒	✓	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	✓	□	□	□	□

記入例

祖父母の状況	続柄		申請者との居住(いずれかに✓) ※不存在・他界の場合も必ず✓をお願いします。								氏名		年齢 (R9.4.1時点)
	父方	母方	祖父	同居	別居	不存在	他界	祖母	同居	別居	不存在	他界	
	父方	祖父	□	同居	✓	別居	□	不存在	□	他界	認可 三郎		65
		祖母	□	同居	□	別居	✓	不存在	□	他界			
	母方	祖父	✓	同居	□	別居	□	不存在	□	他界	多摩 太郎		76
		祖母	□	同居	✓	別居	□	不存在	□	他界	多摩 節子		70

※保護者及び同居の親族(20歳以上65歳未満)は、保育の必要性の事由を証明する書類の提出が必要です。

家庭状況に関する提出書類等確認表

下記項目すべてについて、「はい」「いいえ」のいずれかに☑を記入してください。

区分	No	項目	はい	いいえ	「はい」の場合、記入または必要な書類等
世帯	1	生活保護を受給していますか。	□	✓	担当ケースワーカー 担当者： _____
	2	ひとり親世帯ですか。	□	✓	下記のいずれかのコピーを提出してください。 ・ひとり親家庭等医療費助成制度のマル親医療証・戸籍謄本 ・児童扶養手当証書・離婚届受理証明書(離婚後3ヶ月以内のみ可)・ひとり親制度認定通知書 等
	3	離婚を前提として、かつ別居中(住民票が別)ですか。	□	✓	下記等の離婚前提であることを証明できる書類を提出してください。 ・離婚調停書類(裁判所からの通知) ・担当弁護士が証明する書類 等
	4	ひとり親世帯(2の離婚前提含む)の方でお子さんのほかに同居者はいますか。	□	✓	「教育・保育給付認定及び保育所等入所申込書」④表面の同居者欄に、その方の氏名等を記入してください。
	5	保育料の滞納がありますか。 (審査時点。在園・卒園・退園児滞納分含む)	□	✓	子ども・若者政策課窓口にて、児童手当の充当の申請及び納付誓約の手続きをしてください。
	6	同居している保護者以外の親族(20歳以上65歳未満)はいますか？	□	✓	該当の方の保育の必要性の事由を証明する書類をすべて提出してください。 (求職中またはこれに準ずる状態の方がいる場合は指数の減算があります。)
	7	同居者の中で身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳(有効期限内)を所有している方がいますか。	□	✓	所有している手帳(写)を提出してください。※有効期限内のもの
保護者	8	保護者は親族(3親等以内の血族・姻族)が経営している事業所で就労している方ですか。	✓	□	親族が経営している事業所で就労している方 該当者： □ 父 ✓ 母 就労者から見た経営者の続柄： 義父
	9	保育の必要性の事由が一人につき、2つ以上重複してありますか。(就労と障がい・就労と介護等)	□	✓	保育の必要性の事由を証明する書類をすべて提出してください。 該当者： □ 父 □ 母
	10	現在は働いていないが就労が内定している方ですか。	□	✓	就労証明書(指定様式)の3.雇用(予定)期間等の就労開始日が内定日のものを提出してください。
	11	保育所等へ入所できた場合、現在在籍している就労先で、契約の勤務時間や勤務日が増えるまたは減る予定はありますか。(育児時短勤務は該当しません)	□	✓	就労証明書(指定様式)の「18.備考欄」に、増加予定の勤務時間や勤務日数を記入したものを提出してください。(事業者の方が記入)
	12	育休を取得中の派遣社員の方ですか。	□	✓	復職先は決定していますか。 はい ・ いいえ
児童	13	保護者のどちらかまたは両方が市内認可保育所等・市内認証保育所・市内企業主導型保育所・市内学童クラブで働いている、もしくは働く予定ですか。 以下の資格・免許・修了証をもって月20日以上、一日6時間以上の就労がある方(保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭、養護教諭、保健師、看護師、准看護師、助産師、放課後支援員)	□	✓	就労証明書(多摩市様式)の6.就労時間で1日6時間以上月20日以上契約があり、13.保育士等としての勤務実態の有無欄が有であるものを提出してください。
	14	お子さんは、前年度4月または産休終了月の翌月から、継続して待機していますか(市内在住の児童のみ、産休終了月の翌月からの場合は、産後休暇のみ取得し、産後休暇取得後に復職する場合に限る)	□	✓	当初希望した入所月を下記に記入してください。 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 入所分
	15	お子さんは、多摩市民で連携施設に継続入所ができない認可保育所・家庭的保育事業所・小規模保育事業所・事業所内保育事業所に入所している満3歳(4月1日時点)の児童ですか。	□	✓	
	16	次の施設の利用実績が、前年度4月または産休終了月の翌月から継続して週12時間以上ありますか。 ①認証保育所 ②市内認可保育所の定期利用保育 ③市内認可保育所の一時保育 ④各自治体に届出のある認可外保育施設 ⑤企業主導型保育所	□	✓	「在籍証明書」を提出してください。 ※「在籍証明書」の様式は多摩市公式ホームページを確認してください。
	17	申請児童以外のきょうだいが、市内保育所等に入所していますか。	□	✓	「教育・保育給付認定及び保育所等入所申込書」④表面の同居者欄に、そのお子さんの通う保育所等の在籍施設名を記入してください。
18	お子さんは、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所有していますか、もしくは多摩市が協議を行い医療的ケアを実施可とした医療的ケア児ですか。	□	✓	所有している手帳(コピー)、医療的ケア児の場合は指定された書類を提出してください。	

令和9年度保育所等申込承諾書

申込みにあたって、以下のすべての項目について承諾していただく必要があります。

すべての項目を確認し、内容確認欄に✓を付けてください。

必ず関連するしおりのページを参照ください。

多摩市では、承諾事項と相違のあった場合は退所という厳しい対応をしています。

個人的な事情には、配慮できかねる場合もありますので、十分ご承知おください。

記入例

⑧

必ず内容を確認し、☑をお願いします。

※該当がない場合も市内認可保育所等に通うための確認事項が書いてあるため、すべてに承諾いただく必要があります。

児童名	多摩 丸子・次郎
-----	----------

●入所申請・利用調整について

No	項目	ページ	チェック項目
1	【申請内容の確認】 提出された内容の確認のために、必要に応じて住民基本台帳に記載された情報や、世帯員の課税状況、障害者手帳の有無や等級等を、公簿により閲覧します。		✓
2	【保育所等・関係機関との情報交換】 保育の必要性及び緊急連絡先の確認のため、保護者の状況等を在籍する施設・関係機関と情報交換を行います。		✓
3	【希望園の確認】 希望園は通える範囲で書いてください。通える範囲か、希望する保育環境かは、見学をして確認してください。希望順位が低くても、空きがある場合には入所決定します。通えない園で、辞退をした場合は⇒下記No8【入所の辞退】になりますので、ご注意ください。	P.8	✓
4	【疾病・障がい・アレルギーのある児童の受け入れ確認】 疾病や障がい、アレルギーのある児童、特別な配慮が必要な児童については、医療機関での集団保育の可否及び保育所等での受け入れの可否を、申請前に必ず確認してください。確認せず入所決定となった場合は、受け入れができません。	P.8	✓
5	【利用調整の方法①】 利用調整は、期限までに市に提出された書類により行います。期限後に提出された書類は、次回利用調整から反映します。	P.28	✓
6	【利用調整の方法②】 保育の必要性を証明する書類(就労証明書等)の記載内容に不備等または、提出がない場合は、「求職」の指数になります。	P.14,15,30	✓
7	【利用調整の方法③】 月齢を満たしていない保育所等を希望された場合は、その保育所等は無効となります。	P.2 P.43～48	✓
8	【入所の辞退】 入所決定後に入所を辞退する場合は、次回利用調整において、指数の減算を行います(翌年度まで減算継続。ただし、入院等やむを得ない場合は除く)。再度、入所を希望する場合は、改めて入所申請が必要です。	P.34	✓
9	【入所の取消】 申請内容に虚偽が認められる場合または申請内容が事実と異なる場合は、入所決定を取り消すことがあります。		✓
10	【申込み後の内容の変更手続きと入所の取消】 申請時点から入所までの間に、勤務条件(退職や勤務時間減等)等保育の必要性に変更が生じ、指数が低くなる、または指数が同位の場合の優先順位が低くなる場合は入所決定を取り消します。また、入所後にその事実が判明した場合は、退所となります。そのため申込み後の内容の変更が分かり次第、速やかに届出をしてください。	P.32	✓
11	【就労を入所要件で申込みの方】 申請後に転職をする場合は、転職前の職場を退職した次の日から転職先で就労し、かつ申請時から入所時の「基本指数・調整指数・指数が同位の場合の優先順位」が下らない場合に限り、入所取消とはなりません。※育児休業を取得している会社から転職する場合を除く。	P.24	✓
12	【申込み後の家庭状況や保育の必要性の事由の変更手続き】 家庭状況の変更(住所・代表者・結婚・離婚・同居者の増減等)、保育の必要性の事由の変更(就労・疾病・就学・求職・育児休業等)があった場合は分かり次第速やかに該当書類を提出してください。理由なく遅れた場合は入所取消・退所になることがあります。	P.32	✓
13	【申込み後の申請内容の変更手続き】 入所の必要がなくなった、希望園の追加変更、市町村民税所得割課税額の変更があった場合は、分かり次第速やかに該当書類を提出してください。	P.32	✓
14	【退所になる条件】 保育の必要性の事由がなくなったとき、または保育の必要性の事由があっても2ヶ月間連続して保育所等に通所しない場合は、退所になります。	P.4	✓

●施設について

15	【こころプティ保育園、あすのき保育園、さっちゃんルーム、あおぞらルーム、保育室ぼけっとぼけをご希望の方】 上記施設は0～2歳児の保育施設となります。3歳児クラスからは、下記進級先保育所への進級となります。 【各施設の進級先】<こころプティ保育園>こころ保育園、<あすのき保育園>ゆりのき保育園・かしのき保育園・りすのき保育園のいずれか(進級先は希望調査を行い施設が決定)、<さっちゃんルーム>みさと保育所、<あおぞらルーム>あおぞら保育園・あおぞらぱれっと保育園のいずれか(進級先は希望調査を行い施設が決定)、<保育室ぼけっとぼけ>おだ認定こども園(2歳児の場合、保育室ぼけっとぼけに前年9月までに在籍していることが条件となります。)	P.46～47	✓
16	【小規模保育事業・家庭的保育事業をご希望の方】 0～2歳の保育施設となります。保育時間については、支給認定証で標準時間(11時間保育)が認められたとしても、家庭的保育事業所の保育時間は8～17時となります。小規模保育所の保育時間は8～18時(延長含む)となります。	P.46～47	✓
17	【おだ認定こども園ご希望の方】 2歳児クラスから3歳児クラスに進級される時は認定こども園の性質上、幼稚園同様実費(教材費・施設維持費)の徴収がありますのでご注意ください。また在園児童の育休中の利用時間・号数変更についての取り決めなどもありますので、詳細は園にお問い合わせください。	P.45	✓
18	【3歳児クラス以降の給食費について】 保育料は無償となりますが、給食費の徴収がありますので詳細は各園にお問い合わせください。年収360万円未満相当世帯等の副食費については、公費負担となりますので徴収が免除となります。また給食費補助をする算定を行うために世帯員の課税状況を参照いたします。月の途中で退所または1日も通所しなくても、月初めに施設に籍がある場合は、1か月分の給食費を施設に納付していただきます。	P.35～38	✓

●要件について

No	項目		
19	【保育要件の考え方について】 保育の必要性は、入所月の1日時点において実際に要件があることが入所の条件となります。(例:実際に「勤務」や「通学」をしていること)入所月の1日時点で傷病等、やむを得ない理由であっても保育要件に該当しない場合には、入所取消・退所となりますので、子ども・若者政策課まで至急ご連絡ください。		✓
20	【出産、入院、災害、特例要件で申込みの方】 多摩市では、類型③出産、④入院・入院と通院、⑧災害、⑩特例の要件での申請は、高い指数を設定し選考しています。そのため、これらの要件で入所された場合には、当初の保育期間終了後、必ず退所となり、他の保育ができない要件が発生(就労を開始する等)しても引き続き在籍することはできません。再度入所を希望する場合は、改めて申込みが必要となります。 ※出産要件の保育期間は「出産予定月とその前後2ヶ月」の計5ヶ月間となります。	P.14	✓
21	【2人以上を同時に申込みの方】 「きょうだいが別の月に入所することも可能」ときょうだい条件を選択した方は、1人だけ決定された場合でも就労要件等の保育の必要性の事由が必要となります。定められた期日までに保育の必要性の事由が確認できないときは退所となります。	P.25 ③	✓
22	【派遣社員として育児から復帰する予定で入所申込みをする方】 育児休業から復帰後の派遣先が決まっており、かつ就労証明書に復職後の派遣先と勤務時間がわかる記載がある場合、就労要件で審査を行います。就労証明書裏面の記載要領下部の表記に従って派遣元に就労証明書の作成を依頼し提出してください。ただし、必ず就労証明書に記載の復職先への復職と復職証明書の提出が必要となります。入所月の翌月1日までに就労証明書に記載のある復職先に復職できない、または復職証明書が期日の通りに提出できないときは退所となります。復帰後の派遣先が決まっていない、就労証明書に記入がない場合は求職で審査します。	P.24	✓
23	【求職活動中で申込みの方】 「求職中」で入所決定となった場合、3ヶ月間の期限付き入所となります。求職要件の方は入所後3ヶ月以内に就労を開始し、「就労証明書」を提出することで、引き続き在籍することが可能になります。入所した月の翌々月15日までに、「就労証明書」をご提出いただけない場合は、入所した月の翌々月末日をもって退所となります。	P.25 ③ P.33	✓
24	【就労(採用内定)・入所後に勤務時間・勤務日が変わる方】 就労証明書の「採用内定」もしくは「保育所入所後勤務時間勤務日が変わる場合」で申請した方は、予定の勤務時間数で入所の指数を付けます(指数の-2があります)。入所後、2週間以内に就労内定の方は「就労開始証明書」、勤務時間が変わる場合は「勤務時間増減確定証明書」を提出することで、引き続き在籍することが可能になります。期日までに「就労開始証明書」、「勤務時間増減確定証明書」をご提出いただけない場合、入所申し込み時の申請より指数が下がる場合(勤務時間の減少等)に該当しますので、入所した月の末日をもって退所となります。	P.24 P.25 ④	✓
25	【育児休業中で申込みの方①】 育児休業中に新規入所が決定、他の保育所等への転所が決定した場合には、新規入所・転所をした翌月1日以前に育児休業を取得した事業所へ復職し、復職後2週間以内に「復職証明書」を提出してください。期限までに復職できない場合、または復職証明書を提出できない場合、育児休業を取得した事業所へ復帰できないため復職証明書の提出ができない場合は退所となります。	P.23～24 P.32～33 P.40～42	✓
26	【育児休業中で申込みの方②】 今回の申請で希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容し、「育児休業の延長が許容可能である申出書」を提出した方は、調整指数26番の減算が適用されます。	P.23～24 P.31	✓
27	【育児休業中で申込みの方③】 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きについてのお問い合わせは就労先や、管轄のハローワークへお願いいたします。 令和7年4月より手続きが変更になり、「保育所等の利用申込を行ったときの申込書の写し(すべてのページ)」が必要になるとのことです。その場合、必ずご自身で写しをとってから提出してください。提出後は原則、返却・閲覧・写しを渡す等の対応は致しかねますのでご了承ください。詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。(右記二次元コードは令和8年10月5日時点のものです。)	 厚生労働省HP	✓
28	【個人事業主の方で育児による休業中で申込みの方】 育児による休業中に新規入所が決定、他の保育所等への転所が決定した場合には、新規入所・転所をした以前の就労条件で復職し、復職後2週間以内に「復職証明書(個人事業主用)」を提出してください。期限までに復職できない場合、または復職証明書を提出できない場合、育児による休業を取得した事業所へ復帰できないため復職証明書の提出ができない場合は退所となります。	P.15 P.23 P.32～33 P.40～42	✓
29	【育児休業または自営業の方で育児による休業期間中の特例保育について】 ※既に認可保育所等に在籍児童がいて、今回新規申請をする場合 第二子以降の出産に伴い仕事を離れる場合は、保育の必要性がなくなるため、在籍児は原則退所となります。 ただし、①第二子以降の出産のために育児休業を取得する方で② 育児休業法に定める育児休業を取得する方、個人事業主の場合は自営業であることがわかる書類の提出をできる方で、③休業開始前の実際に勤務していた期間に児童が在籍していた保育施設に継続して在籍する④育児休業を取得した事業所へ復帰をする場合 に限り、特例保育を認めています。 上記①②③④に該当する場合、第二子以降が満1歳に達して最初に迎える4月末日まで、在籍児の在籍を認めています。 ※4月末日を超えて育児休業を取得する場合は、在籍児童は3月末日をもって退所となります(在籍児が5歳児クラスまたは第二子以降が待機児童となっている場合を除く)。	P.40～42	✓

●利用者負担額階層区分について

30	【保育料・給食費について】 保育料は無償化されていますが給食費・延長保育料の補助の算定等のため従来通り利用者負担額階層区分は決定する必要があるため、算定を行うために世帯員の課税状況を参照いたします。	P.35～37	✓
31	【両親が非課税の場合の利用者負担額階層区分算定について】 利用者負担額階層区分は原則父母の市町村民税所得割課税額の合計で決定しますが、父母が非課税者で同居者がいる場合は、同居者のなかで市町村民税所得割課税額が一番高い1人の所得割額の金額(家計の主宰者)で決定します。	P.35～37	✓
32	【在園児または卒園・退園児がいる方】 保育料(卒園・退園児分を含む)の滞納はありますか。 ☐ はい ☐ いいえ 【滞納がある方】 【納付方法】 ☐ 一括支払済 ⇒ 年 月 日 済 領収書を添付してください。 ☐ 一括支払いができない方は指数の減算で入所が不利になります。 また、必ず子ども・若者政策課窓口で、別途、納付誓約手続きが必要です。 保育料を滞納すると、督促状の送付に始まり、保育所を通じての納付催告等、児童手当からの充当、地方税法の例により差押え等の滞納処分を行うことがあります。 滞納額 円		✓
承諾欄 本書類の提出をもって、すべての項目に確認・承諾とします		必ず☑をお願いいたします。	確認承諾欄 ✓

児童状況票

記入例



○母子手帳を参考に、該当箇所には☑または記入をしてください。
 ○2名以上の申込みの際は、お手数ですがコピーをしてお一人ずつ作成をお願いします。
 ○出産予定の児童を申請した方は、出生後に、支給認定変更届と一緒に提出してください。
 ※この児童状況票は、子ども・若者政策課及び入所希望した保育施設及び休日保育施設でのみ使用します。

フリガナ		タマ シロウ		愛称 呼び名		ジロちゃん	
児童名		多摩 次郎		R9.4.1時点年齢		2 才 第 2 子	
生年月日		2024 年 9 月 3 日 性別(男)					

出生時の状況	週数	39 週 2 日		病歴	突発性発疹	☐ 有	☐ 無
	分娩	☒ 正常 ☐ 帝王切開 ☐ 吸引分娩			水ぼうそう	☐ 有	☐ 無
		☐ 逆子 その他:			はしか	☐ 有	☒ 無
	体重	3140 g			風疹	☐ 有	☒ 無
	身長	49 cm			おたふく	☐ 有	☒ 無
	胸囲	31.7 cm			百日咳	☐ 有	☒ 無
	頭囲	32.9 cm			肺炎	☐ 有	☒ 無
出生後の状況	状態	☒ 正常 ☐ 仮死 ☐ 強い黄痰 ☐ けいれん		RSウイルス	☐ 有	☒ 無	
	保育器使用	日間		その他	かかりやすい病気等		
	酸素使用	日間					
	治療等の入院	日間					
	手術の有無・その他						
0歳児のみ記入	母乳	☐ 〇ヶ月まで	☐ 継続中	予防接種	ヒブ	☒ 1回	☒ 3回
	離乳食	☐ 〇ヶ月～(現在 回食)	☐ 未		☒ 2回	☐ 追加	
	ミルクメーカー	(乳首サイズ)			☐ なし		
	哺乳量	ミルク・牛乳 cc					
乳児健診	3～4ヶ月健診	☒ 済	☐ 未		肺炎球菌	☒ 1回	☒ 3回
	6～7ヶ月健診	☒ 済	☐ 未		☒ 2回	☐ 追加	
	9～10ヶ月健診	☒ 済	☐ 未		B型肝炎	☒ 1回	☒ 3回
	1才6ヶ月健診	☒ 済	☐ 未		☒ 2回		
	3才児健診	☐ 済	☒ 未		ロタウィルス	☒ 1回	☐ 3回
発育状況	首すわり	☐ 〇ヶ月頃～	☐ 未		☒ 2回		
	寝返り	☐ 〇ヶ月頃～	☐ 未	BCG	☒		
	お座り	☐ 〇ヶ月頃～	☐ 未	麻疹風疹混合	☒ I 期		
	ハイハイ	☐ 〇ヶ月頃～	☐ 未	水ぼうそう	☒ 1回	☐ 2回	
	つかまり立ち	☐ 〇ヶ月頃～	☐ 未	日本脳炎	☒ I 期1回	☐ I 期追加	
	つたい歩き	☐ 〇ヶ月頃～	☐ 未	☒ I 期2回			
	歩行	☐ 〇ヶ月頃～	☐ 未	四種混合	☒ I 期1回	☐ I 期3回	
	人見知り	☐ 〇ヶ月頃～	☐ 未	☒ I 期2回	☐ I 期追加		
集団保育の経験	☐ 有	☒ 無	五種混合	☐ I 期1回	☐ I 期3回		
	☐ 有	☐ 無	☐ I 期2回	☐ I 期追加			
集団保育上配慮してほしいこと(身体的・性格的・宗教上の理由等)	内容: 宗教上の理由で豚肉を食べることができません。		その他	☐ I 期1回	☐ I 期3回		
				☐ I 期2回	☐ I 期追加		
現在の状況	☒ 1:自宅保育		現在の状況	☐ 2:一時保育・定期利用保育		施設名:	
	☐ 3:認証保育所・企業主導型保育所			☐ 4:市外の認可保育所・地域型保育事業所			
	☐ 5:幼稚園			☐ 6:その他 ()			
	☐ 6:その他 ()						

現在の1日の生活リズム	0:00	6:00	12:00	18:00	24:00			
	睡眠	朝食	散歩or遊び	昼食	お昼寝	おやつ・散歩or遊び	夕食	お風呂

※平均的な1日の睡眠・食事・遊び等の時間をご記入ください。

※太線で囲われている箇所は必ずすべてご記入ください。希望保育所での受け入れ確認は必須です。

児童名 **多摩 次郎**

健康状態（必須）	平熱	37.0 °C		障がい（必須）	有無	☐ 有 ☒ 無		
	アレルギーの有無	☒ 有 ☐ 無			障害手帳	☐ 有 ☐ 無 種類:		
	有の場合 アレルギー	アレルギー: 症状(程度等): 卵 蕁麻疹・ぜん息 かかりつけ医: たま小児科 アナフィラキシーショック: ☐ 有 ☒ 無 全希望保育所等での受入確認: ☒ 有 ☐ 無			有の場合 集団保育に関する確認	障がい内容 等級: 級 度 通所(院)施設名:		
		ひきつけ ☐ 有 (直近の日) ☐ 無 ☐ 高熱時 ☐ 平熱時 その他:				医療機関での可否確認 ☐ 有 ☐ 無 園での医療行為の必要性 ☐ 有 ☐ 無 全希望保育所等での受入確認 ☐ 有 ☐ 無		
疾病（必須）	肘内障	☐ 有 (右・左・両方) ☒ 無		発達（必須）	発達について相談している施設	☒ 特になし		
	有無	☐ 有 ☒ 無				☐ こども家庭センター		
	有の場合 疾病内容	通院施設名: 治療中の病気: 内服: ☐ 有 () ☐ 無				☐ 発達支援室		
		医療機関での可否確認 ☐ 有 ☐ 無 全希望保育所等での受入確認 ☐ 有 ☐ 無 園での医療行為の必要性 ☐ 有 ☐ 無				☐ 島田療育センター ☐ 病院 その他:		
食事	かかりつけ医	☒ 有 ☐ 無 病院名: たま医院		睡眠	入眠	☐ 一人で ☒ 添い寝 ☐ おんぶ ☐ 抱っこ		
	道具	☐ 箸 ☒ スプーン ☐ 手づかみ ☐ 一人は不可			入眠時に好きなもの			
	状態	☐ 着席 ☐ 抱っこ その他:			姿勢(0歳児)	☐ うつ伏 ☐ あおむけ ☐ 横向き		
	偏食	☐ 有 ☐ 無 好き: 嫌い:			オムツ	☐ 無 ☐ 布 ☒ 紙 ☐ トレーニングパンツ		
着脱衣	服	☐ 自分で ☒ 簡単なもの自分で ☐ 手助け必要		排泄	大便の回数	☒ 毎日 ☐ 週 回 (硬・軟)		
	ズボン	☐ 自分で ☒ 簡単なもの自分で ☐ 手助け必要			オムツの場合無	小便	☐ 自分で ☒ 手助け必要	
	くつ	☐ 自分で ☒ 簡単なもの自分で ☐ 手助け必要				大便	☐ 自分で ☒ 手助け必要	
	着脱への抵抗	☐ なし ☒ 脱ぎたがる ☐ 嫌がる			誰と	☒ 誰とでも ☐ 一人 ☐ 親 ☐ きょうだい		
性く格せ	目立つ癖 こだわり	物を投げる		遊び	行動	☐ 落ち着きがある ☒ よく動く ☐ その他()		
	性格				好きな遊び	積み木		
どんな子になってほしいですか				子育てで大切にしていること				
優しい子				目を見てゆっくり話す				
自由記述・備考(園に伝えておきたいこと) 聴覚障害・日本語不可等の理由で電話連絡不可の場合こちらにメールアドレスをご記入下さい。 tamajiroe...j p				困っていること よく動くので目を離すことができない				

保護者の状況	代表保護者(氏名 多摩 一郎)										保護者2												
	保育の必要性	就労	求職	出産	疾病	障がい	看護	介護	就学	災害	不存在	その他	就労	求職	出産	疾病	障がい	看護	介護	就学	災害	不存在	その他
	✓を記入⇒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	就労	勤務先名称					多摩市役所					勤務先名称					たま株式会社聖蹟支店						
		就労時間・日数					8時 15分～ 17時 15分(週 5日)					就労時間・日数					8時00分～ 17時 00分(週 5 日)						
	出産	分娩予定日					令和 年 月 日					分娩予定日					令和 年 月 日						
	疾病・障がい	傷病名・障害名										傷病名・障害名											
		手帳の名称、等級										手帳の名称、等級											
	看護・介護	被看護・介護者名					続柄					被看護・介護者名					続柄						
	就学	☐ 学校教育法に基づく学校 ☐ 教育機関通学 ☐ 通信教育										☐ 学校教育法に基づく学校 ☐ 教育機関通学 ☐ 通信教育											
	名称										名称												
	就学期間		年 月 ～ 年 月								就学期間		年 月 ～ 年 月										

多摩市長

有効期間は市受領日より3ヶ月以内です。
必ずご記載ください。

証明日 西暦 2026 年 10 月 10 日

事業所名 株式会社 豊田支店

代表者名 藤岡 三郎

所在地 多摩市関戸6-12-1

電話番号 042 - 338 - 6850

担当者名 藤岡 三郎

記載者連絡先 042 - 338 - 6850

※必ず事業者(雇用主)の方がご記入ください。
 ※訂正したときは、事業者の訂正印を押してください。(修正液等での訂正は無効)
 ※法人格のない個人事業主の方は確定申告の写し(第1表・第2表)等添付書類が必要です。
 ※必ず裏面の記載要領に沿ってご記入ください。
 その他ご不明の場合は下記にお問い合わせください。
 ※No.2、3、5、6、7は必ず記載のうえ、ご提出ください。
 お問い合わせ先: 多摩市子ども・若者政策課 幼児教育・保育担当 ☎042-338-6850(直通)

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄	法人格をもたない個人事業主は別途確定申告書等添付書類が必要です。
1	業種	☒ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()	
2	フリガナ 本人氏名	タマ ハナコ 多摩 花子	有期の場合、下記No.14「満了後の更新予定の有無」も記載
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☒ 有期 期間(無期の場合は雇用開始日のみ) 2015 年 4 月 1 日(始) ~ 2027 年 11 月 31 日(終)	
4	本人就労先事業所	名称 住所	※派遣社員の場合、申請書A裏面のNo.12の記載が必須。 (派遣先決定無の場合は求職要件での審査となります。)
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☒ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()	
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ 月間 180 時間 0 分(うち休憩時間 20 時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 0 分 ~ 17 時 0 分(うち休憩時間 1 時間 分)	シフト制・フレックスタイム制の場合は変則就労として、主な就労時間帯をご記載ください。
6	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 ☐ 時間 分(うち休憩時間 時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 ☐ 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時間 分 ~ 時間 分 育休取得中の場合は、産休・育休前の実績をご記載ください。	
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2026 年 9 月 年 2026 年 8 月 年 2026 年 7 月 19 日/月 171 時間/月 21 日/月 180 時間/月 22 日/月 198 時間/月	
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	保育所入所日時点で介護休暇や病休取得中で就労をお休みしている場合は保育の必要性が「介護・看護」や「疾病」となるため、必要書類が異なります。(しおりP13参照)
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☒ 取得済み 期間 2025 年 6 月 1 日 ~ 2026 年 5 月 31 日	
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☒ 復職済み 2026 年 6 月 1 日	
12	育児のための短時間勤務制度利用の有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2026 年 12 月 1 日 ~ 2027 年 3 月 31 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 10 時 0 分 ~ 16 時 0 分(うち休憩時間 5 時間 0 分)	
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無	No.3雇用期間が、有期の場合記載が必ず必要です。無・未定⇒再更新になったタイミングで新たな就労証明書か、契約書の写しの提出が必要となります。
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☒ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定	再契約がなかった場合は、別の就労先の就労証明書の提出が求職に切り替えが必要です。
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否	
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否	
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~	
18	備考欄 ※保育所に入所後に勤務日数・時間が変わる場合は、この欄に()を記入し、変更後の勤務日数・時間(労働時間)を記入してください。	・2026年6月1日に復職したが、子の体調不良により6月1日~6月15日まで有給休暇取得で対応し勤務実績なし。 ・2026年12月1日より正社員に雇用形態を変更予定。勤務日数: 平日日20日、時間: 9時~17時(ただし育児時短予定あり。上記No.12参照) 月合計就労時間: 160時間(育児時短除く)	
19	保護者 ※この欄のみ事業主(保護者)の方がご記入ください。	児童名 藤岡 次郎 生年月日 2024 年 9 月 3 日 施設名 多摩保育園 施設名 多摩保育園 施設名	入所後に勤務日数・時間が変わる場合は、この欄に変更後の契約を記入し、No.6には証明日時点の契約をご記入ください。

※保護者の方は事業所による作成後、間違いがないか確認の上、提出してください。

10 申請時の注意点 就労で申込みの方へ

(1) 申請時点で「育児休業中」または「個人事業主の方で育児による休業中」で申請する方へ

① 必ず申請時の内容で復職することが条件となります。

育児休業または個人事業主で育児による休業中の方については、入所月の翌月 1 日までに育児休業を取得した会社に元の就労時間（雇用形態）で戻るという条件で審査をしています。転職したため、申請時点での職場からの復職証明書を出せない、または就労時間の減少などにより復帰時点で指数が下がっている、もしくは何らかの理由により復職ができない場合は入所取消し、入所後に判明した場合は退所となります。また、複数の保護者が育児休業を取得していて入所決定した場合は、保護者全員の復職が必要となります。

※個人事業主で育児による休業中の方は、以下項目を満たすことにより育児休業中の方と同等の取扱いをしています。

○令和 9 年度就労証明書

○「【個人事業主用】育児による休業取得証明書」と、「個人で事業を営んでいることがわかる書類の提出」
(P15 に記載の 1.～4.のいずれか 1 点)

○開業をして 1 年以上経過している

○養育する子どもが 1 歳 6 ヶ月以内である

上記、項目を 1 つでも満たしていない場合については「内定」として取り扱います。

② 「育児休業の延長が許容可能である申出書」を使用し申請をする方へ

希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容でき、令和 9 年度 3 月（令和 10 年 3 月）までの保育所等入所選考において、調整指数 26 番（マイナス 18 点）が適用されることを希望される場合は、「育児休業の延長が許容可能である申出書」をご提出ください。提出があり、条件を満たしている場合のみ、調整指数の No.26（希望する保育所等に入所できず、育児休業の延長をする場合）の対象となり、世帯の合計指数から 18 点の減算を行います。申出書の提出がない場合は指数の減算が適用されません。

申出書を提出した場合は、当該年度間の利用調整において指数の減算が適用されます。

減算を付けて入所申請を行いたいとき	入所の申請書とともに申出書の提出をしてください。
指数の減算の必要がなくなったとき	指数減算の「取下書」を提出し、各月の受付期間に同意書のみ の取下げを行ってください。月ごとの入所申請受付期間に照らし合わせ、直近の審査から指数の減算がなくなります。

同意書の提出があっても選考の対象となります。選考の結果保育所への入所を決定する場合があるため、申請の際はご注意ください。

【注意】以下 2 点に該当する方は指数の減算の対象となりません。

① 1 歳の誕生日を迎えていない対象児童の申請をする方

例：令和 8 年 8 月生まれの児童を令和 9 年 4 月申請する場合

×令和 9 年 4 月申請 減算適用不可 ○令和 9 年 8 月申請 減算適用可能

② すでに兄弟姉妹が認可保育所等に在籍していて、下の子が満 1 歳を迎えた最初の 4 月以降の申請 をする方

例：上の子が認可保育所等に在籍していて、下の子が令和 7 年 8 月生まれの場合の申請

×令和 9 年 4 月申請 同意書の減算適用不可（満 1 歳を迎えた最初の 4 月申請のため）

○令和 9 年 3 月申請 同意書の減算適用可能



(2) 入所申請後に転職をする方へ

原則、申請時点と入所時点の状況が変わらないことが入所の条件ですが、入所申請期間終了後に転職をした場合でも、以下の内容に限り認めています。

- 申請時点で在籍していた事業所と転職先の事業所の勤務期間に空白期間がないこと
- 申請時点で在籍していた事業所で発行された就労証明書に記載のある勤務時間が減らないこと

上記2点を満たさない場合は、**指数に変更が生じることになるため入所取消し、入所後に判明した場合は退所の対象となり、当該年度と翌年度の入所審査時に減算点がつきます。**

※転職等により申請時よりも就労時間が増えたとしても、指数は申請時点での内容で算定します。

※育休中の就労証明書で申請をした場合に当該事業所に復職しなかった場合は退所や入所取り消しとなります。

(3) 派遣社員として就労証明書を提出する方へ

育児休業中で復職予定の派遣社員の方は就労証明書に記載されている勤務先と勤務時間で復職すること（発行時点で派遣先があること）を条件とし、申請書④裏面「家庭状況に関する提出書類等確認表」No.12の欄の復職後の勤務先の有無が有の方は就労要件で審査を行います。（派遣元の職場に確認させていただく場合があります。）

また、復職後の勤務先の有無が無の方は求職要件で審査を行います（就労証明書参照）。派遣元へ就労証明書の作成を依頼し、提出してください。入所後には就労証明書記載の勤務先への復職、かつ派遣元からの復職証明書の提出が必須となります。**入所月の翌月 1 日までに就労証明書に記載のある勤務先に復職できない、または復職証明書が期日の通りに提出できないときは退所となります。**

(4) 保育所等に入所決定できた場合、現在働いている事業所で就労日数・時間数が増加することが決定している方へ

現時点では、短い就労日数・時間数で働いているが、保育所等に入所決定した場合に、現在働いている事業所で就労日数や、時間数が増減することが決まっている方は、その増減する就労日数・時間数で指数を算定し、調整指数で減算（－2）を行います。その際は、事業所に、就労証明書の「18 備考欄」に、増加予定の勤務時間や勤務日数を記入したものを提出してください。（事業者の方が記入）

入所決定した場合は、入所日より時間が増加した旨を証明する「時間増減確定証明書」（事業者の方が記入）の提出が必要です。

(5) 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きについて

令和 7 年 4 月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は保育所等の利用申込書一式の写しが必要となっているようです。保育所等の利用申し込みを行う際は、必ず市に提出する前に、自身で申込書一式の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申込を行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。

育児休業給付金の支給または支給対象期間延長手続きについての問い合わせは、**提出書類の内容含め、ご自身の職場または管轄のハローワークにお問い合わせください。**



よくある質問

① 申込み時点で仕事をしていないと、保育所等の申込みはできないのですか？

申込み時に仕事をしていなくても、仕事を探すため週に 12 時間以上の外出を常態とする方は、「求職」の要件で入所申込みが可能です。また、入所する月の 1 日から就労先が内定している方で、「就労証明書」を提出した場合は、「内定」としての入所となります。

なお、「求職中」で入所決定した場合「就労証明書」を入所月の翌々月 15 日までに、「内定」で入所決定した場合「就労開始証明書」を入所してから 2 週間以内にご提出をお願いしています。ご提出いただけない場合は、入所月の翌々月末（求職）・入所月の月末（内定）をもって退所となります。

② 同居者の範囲はどこまでですか？ 住民票上世帯が別の場合は、別居ですか？

同じ住所に住んでいれば、住民票上世帯が別でも、同居とみなします。また、実際に住んでいなくても、住所上一緒であれば、基本的に同居とみなすので、同居者として申請書類に記入してください。同居者がいる方については、申請の際に保育の必要性の事由を証明する書類や、税書類を提出していただくことがありますので、対象であればご用意ください。申請していない同居者が入所後に判明した場合、退所になる場合があります。

また、二世帯住宅の場合も、原則同居とみなします。別居とみなす場合は、①税法上の扶養関係でないこと、②健康保険の扶養でないこと、③住民票上別世帯であること、④公共料金（電気・ガス・水道）の支払いの分離、⑤生活の共用部分の分離、のすべてを満たす場合、もしくは第三者を介した賃貸契約がある場合の客観的証明書類があることに限ります。

③「求職」要件で、きょうだい 2 人の申込みをし、上の子のみ入所が決定しました。下の子が入所できるまで、仕事を始めなくても上の子の在籍は継続可能ですか？

どちらか一方の児童だけ入所決定となった場合でも、入所日から 3 ヶ月以内に就労を開始し、就労証明書を提出していただく必要があります。入所した月の翌々月 15 日までに、就労証明書の提出がない場合は、入所した月の翌々月末をもって退所となります。2 人同時に入所を希望する場合は申請書Ⅱの中段のきょうだい条件の欄で「きょうだいが同時に入所できる場合のみ、利用を希望」の①～③の該当欄に✓をお願いいたします。

④現在、保育所に入れておらず、短い時間での勤務ですが、保育所に入所ができれば時間を増やす予定です。就労証明書にどのように記載すればいいですか？

就労証明書の中段には現時点の勤務時間を、変更予定の時間は就労証明書の「No.18 備考欄」に、記入したものを提出してください。その場合は、変更後の勤務時間で指数をつけますが、予定であるため指数の減算（-2）があります。入所後に、確認のため「勤務時間増減確定証明書」を提出していただきます。

当初申請した時間よりも指数が下がる場合、勤務時間増減確定証明書の提出がないと入所取消や退所になることがありますのでご注意ください。

⑤育児休業中で申請していて、復職後は育児短時間勤務ですが、指数はどのように算定されますか？

育児休業法に基づく育児短時間勤務（部分休業）の場合、就労証明書の「No.6 就労時間」には育児短時間勤務の時間を書いてもらうのではなく、雇用契約上の時間を書いてもらうことになります。指数も雇用契約上の時間で指数をつけます。育児時短の場合は「No.12 育児のための短時間制度利用有無」の欄にご記入ください。育児短時間勤務（部分休業）についてまだ未定の場合は、申請の際は No.12 の欄は空欄で提出し、決定後（入所後でも構いません）にお手数ですが No.12 の記載を含めた就労証明書を再度ご提出ください。

⑥人材派遣会社の A 社に登録していて、派遣社員として B 社に勤務しています。就労証明書は B 社で記入してもらうのですか？

派遣社員の方については、必ず派遣元（A 社）に作成を依頼してください。（P24 参照）

また、就労証明書 No.14「（雇用契約の）満了後の更新の有無」の欄が「無」「未定」になっている場合は、契約更新ごとに新たな派遣期間が記載された契約書（写）または就労証明書を提出してください。

契約社員の方についても、同様の取扱いです。

⑦居住の市町村で発行する課税証明書の代わりに会社からもらう税額決定通知書でも良いのでしょうか？

源泉徴収票、確定申告書や右記画像のような市町村民税税額決定通知書は、正確な所得割額が算定できないため不可です。

令和 8 年 1 月 1 日現在に多摩市に住民票が無く、令和 9 年 4 月～8 月入所を希望する方は、令和 8 年度市町村民税課税・非課税証明書（写）、もしくは令和 8 年度市町村民税納税通知書（写）を

令和 9 年 1 月 1 日現在に多摩市に住民票が無く、令和 9 年 9 月～令和 10 年 3 月入所を希望する方は、令和 9 年度市町村民税課税・非課税証明書（写）もしくは令和 9 年度市町村民税納税通知書（写）をご提出ください。

ご提出がない場合、審査の際、指数が同位の場合の優先順位 No.7「主たる生計中心者の市民税所得割の金額の低い者（未申告や税書類の未提出者の場合は優先順位を下げるものとする）」で不利となります。また、入所決定後に延長保育料・給食費の免除対象を算定する際に、算定できず、「免除対象外」となります。

市町村民税・給付所得等に係る市町村民税・道府県民税・特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

氏名	住所	所得割額	税額	決定年度
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	令和 〇 年

×こちらは不可

氏名	住所	所得割額	税額	決定年度
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	令和 〇 年

11 市民以外の方の入所申込み

多摩市外にお住まいの方が多摩市内の認可保育所等を申請する場合

○申請できる方

- ①入所日以前に、多摩市に転入する（転入先が決まっている）方
- ②多摩市に転入しない（転入先が決まっていない）方で、在勤・在学または里帰り出産で入所を希望する方（年度間空きが見込まれる場合のみ入所が決定します）

※転入予定のない方で 4 月入所を希望される場合は、2 次受付からが対象となります。

詳細は P11 の「4 月 2 次受付」をご確認ください。

○必要書類

- ①多摩市申請書類一式（P14 参照）
- ②市区町村民税課税・非課税証明書（両親分）（P15 参照）

○4 月～8 月入所希望の方は令和 8 年度分と令和 9 年度分

※令和 9 年度分につきましては、令和 9 年 6 月頃に取得ができます。

○9 月～3 月入所希望の方は令和 9 年度分のみ

※給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）では対応いたしかねます。必ず上記の書類をご提出ください。

- ③転入に関する誓約書（多摩市の所定様式）
- ④不動産賃貸・売買契約書等の証明書類のコピー
（転入先の住所・契約者・引き渡し日がわかり、押印されている書類）
- ⑤世帯の全員が表示されている住民票（3 ヶ月以内）
- ⑥【市外の保育施設に通っていた場合】在籍証明書（多摩市様式）
※在籍の保育施設に証明をしていただく必要があります。

○申請方法等

申請方法等につきましては下記の表の通りになります。

転入予定	申請書類の提出先	締切日
あり	多摩市子ども・若者政策課	多摩市の締切日
なし	お住まいの自治体の保育担当部署	多摩市の締切日の 10 日前

※利用調整結果は、多摩市からお知らせいたします。

※自治体によって市外への申請受付を在住の自治体を通すことが必須の場合がございます。事前にご確認ください。また、在住の自治体で受付する場合、11 月 5 日（木）（必着）までに多摩市に到着するようご提出ください。

※転入予定なしの申請の場合、お住まいの自治体から多摩市に申請書類を送付いただく必要がございます。郵便事情等で締切日までに書類が届かないこともあるため、**できるだけ早めに申込みをしてください。**



12 市外保育所等への入所申込み

多摩市外の保育施設を申請する場合

里帰り出産や引越しなどで、多摩市外の認可保育所等への入所を希望する方は、以下の通り申込みをしてください。

○希望自治体への確認

希望保育所等がある自治体に、**転出予定の有無を伝えて**、以下の 4 点を確認してください。転出予定の有無によって、必要書類や利用調整の条件が異なる場合があります。

①申請の可否

②必要書類

③必要書類の提出先

④締切日

○申請方法等

申請方法等につきましては下記の表の通りになります。

転出予定	申請書類の提出先	締切日
あり	転出先自治体の保育担当部署	転出先自治体の締切日
なし	多摩市子ども・若者政策課	入所を希望する保育所等のある自治体の 締切日の 10 日前

※自治体によって市外への申請受付を在住の自治体を通すことが必須場合があります。事前にご確認ください。多摩市外の申請受付を多摩市で行う場合、申請先自治体の締切日 10 日前までに多摩市役所 4 階子ども・若者政策課まで申請書をお持ちください。

※転出予定なしの申請の場合、多摩市から申請先自治体に申請書類を送付します。郵便事情等で締切日までに書類が届かないこともあるため、**可能な限り早急に申込みをしてください。**

※転出予定がなく、多摩市外の保育所等に申請される方は、**多摩市で教育・保育給付認定を受ける必要があります。**多摩市様式での**要件書類（保育の必要性を証明する書類）**も必要となります。

※申請書類等につきましては、事前に申請先の自治体にご確認ください。

※申請に伴い在籍中の施設がある児童につきましては、二重在籍にならないよう必ず多摩市子ども・若者政策課や施設と調整のうえ、ご申請ください。

※二重在籍であることが発覚した場合、一方の施設の運営費を含めた自己負担が生じる場合があるため、十分ご注意ください。

13 利用調整

申込み締切後、多摩市保育の実施に関する取扱要綱の「**保育の実施基準(改正案)**」(P30～31)に基づき、受付期間内に提出された書類により「保育の必要性」を指数化します。

※入所決定は、先着順や抽選ではありません。

(1) 指数の考え方

児童の保育の必要性指数 = [代表保護者の基本指数] + [保護者2の基本指数] + [調整指数]

空きがある保育所等について、**保育の必要性指数の高い方から順に**、希望する保育所等への入所決定をします。指数が同じ場合は、「優先順位」により決定します。

(2) 注意事項

① 入所審査から入所までの間に指数、または優先順位が下がった場合

申請締切から入所までの間に指数が下がった場合、または指数が同位の場合の優先順位が下がった場合は**入所決定を取消します**。また入所後にその事実が判明した場合は、**退所となります**。そのため、家庭状況・保育の必要性の事由に変更がある場合は、速やかに届出をお願いします（詳しくは、P32「14 申込み後の手続き」をご覧ください）。

② 受付期間後に提出された書類

それぞれ、受付には締切日を設けています。そのため、受付期間後に提出された書類については年度途中の各月入所申請受付期間に照らし合わせ、直近の審査からの指数算定になります。不足書類については郵送でも受け付けていますが、**4月1次は締切日消印有効・4月2次以降は締切日必着**となります。郵便事情等で締切日までに書類が届かない場合もありますので、ご注意ください。

申請時点から申請内容に変更がありましたら、内容によっては入所取消し・退所の対象になる場合もあるため、軽微な内容でも**変更になる前**に子ども・若者政策課までご連絡ください。



よくある質問

① 現在はフルタイム就労ですが、近いうちに非常勤になり勤務時間が短くなる予定です。選考はどうなりますか？

フルタイム（週 40 時間以上）就労で申込み、入所が決定した場合、入所月の 1 日時点において、週 40 時間以上の就労が必要となります。

勤務時間が短くなるなど、申請時点から入所日までに指数が低くなる変更が生じる場合、入所が取消しとなります。予め、勤務時間等が短くなるがわかっている場合は、就労証明書下部の No.18「備考」欄にその旨の記載を依頼し、提出してください。

② 指数がいくつかあったら入所できますか？

過年度における 4 月入所の最下指数を公開しています。入所を確約するものではなく、年度によって状況が異なるため、あくまで参考情報にとどまりますがご活用ください。また、申請をして保留となった場合は、申請した月の 1 日以降に第一希望の施設の待機の順番をお伝えすることが可能です。

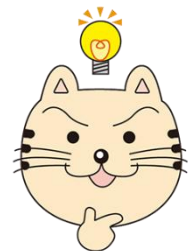
待機の順番の公開を希望する場合は、電子申請で申請いただき、その後子ども・若者政策課より 1 週間以内にお電話にてお伝えします。

待機順番・指数照会フォーム



③ 申込み後に希望園を変えることはできますか？

希望入所月の申込み締切までの間に「希望保育所等追加変更届」を子ども・若者政策課幼児教育・保育担当までご提出ください（郵送、電子可）。



保育の実施基準（改正案）

この実施基準は令和9年4月1日施行予定です。

【基本指数】

類型		保育要件（保護者の状況）		基本 指数	保育期間	優先 順位
1	就労	週40時間以上の就労を常態（原則休憩時間を含む）		20	就労期間	7
		週35時間以上40時間未満の就労を常態（原則休憩時間を含む）		18		
		週30時間以上35時間未満の就労を常態（原則休憩時間を含む）		16		
		週25時間以上30時間未満の就労を常態（原則休憩時間を含む）		14		
		週20時間以上25時間未満の就労を常態（原則休憩時間を含む）		12		
		週16時間以上20時間未満の就労を常態（原則休憩時間を含む）		10		
		週12時間以上16時間未満の就労を常態（原則休憩時間を含む）		8		
2	求職	就職活動のため昼間に外出を常態		5	3ヶ月以内	10
3	出産	出産前後で休養を要する場合		21	5ヶ月以内 出産予定月と前後2ヶ月	6
4	疾病	長期入院	1ヶ月以上の入院（起算日：入所希望月初日）	21	入院期間	5
		長期入院と通院	1ヶ月以上の入院とその後6ヶ月以内の通院、リハビリを必要とする場合	19	入院・通院期間	
		居宅療養	常時病臥・感染症・難病	20	療養期間	
			安静を要する疾病または精神性疾病（診断書により自宅保育が困難または不可と判断できる場合）	15		
		通院加療（診断書により自宅保育が不可と判断できる場合）	8			
5	障がい	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1級		20	左記の該当期間	
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳2～3級		18		
		身体障害者手帳4級		16		
6	看護・介護	同居の身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定4～5程度の方の看護・介護をする場合		20	看護・介護期間	8
		同居の身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳2～3級、要介護認定2～3程度の方の看護・介護をする場合		16		
		週12時間以上の介護・通院・通所等の付添い		8		
7	就学	学校教育法に定める学校に通学		16	通学期間	9
		上記以外の教育機関等に週12時間以上の通学		8		
		通信教育（就職の準備のために受ける通信教育に限る）		7		
8	災害	震災・風水害・火災等の甚大な災害の復旧にあたっている場合		20	復旧期間	1
9	不存在	両親のいずれかが死亡・行方不明・拘禁・離婚・未婚等で不存在		18	保育を要する期間	4
		離婚を前提とした別居（調停等離婚手続中であることを示す書類により判断できる場合）		16		
10	虐待・DV	虐待・DVにより、保育が必要と認められた場合		22	保育を要する期間	3
11	特例	上記以外で、明らかに保育が必要と認められた場合		5～25	保育を要する期間	2

※就労証明書で証明された「就労時間」等より、就労実績が下回る場合は、就労実績で基本指数を認定する。

※内定により勤務日数・時間等が確定している場合は、就労の基本指数を準用する。

※類型3出産、4疾病のうち長期入院または長期入院と通院、8災害、11特例については、保育期間終了後には必ず退所となる。

【調整指数】

区分		調整項目	適用 区分	調整 指数
加算	世帯	1 生活保護世帯	新・転	1
		2 ひとり親世帯（同居人なし）	新・転	2
		3 ひとり親世帯（同居人あり）	新・転	1
		4 両親のいずれもが不存在	新・転	5
	保護者	5 保護者が多摩市内の保育士等あるいは放課後支援員として月20日以上、1日6時間以上就労している、もしくは入所日から内定している者（市内認可保育所等、市内認証保育所または市内企業主導型保育所、市内学童クラブ勤務に限る）	新	1
		6 基本指数の保育要件が1人につき違う類型で重複している者（高い方の指数に加算する。ただしこの場合において、基本指数の上限は20点とする。）	新・転	2
	児童	7 前年度4月または産休終了月の翌月から、継続して待機している市内在住の児童（産休終了月の翌月からの場合は、産後休暇のみ取得し、産後休暇取得後に復職する場合に限る）	新	1
		8 多摩市民で、認可保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所に入所している満3歳（申請年度4月1日時点）の児童で連携施設に継続入所が不可な場合	新	5
		次の施設の利用実績が、前年度4月または産休終了月の翌月から継続して週12時間以上ある場合（在籍証明書の提出がある場合に限る。） ①東京都認証保育所 ②市内認可保育所の定期利用保育 ③市内認可保育所の一時保育 ④各自治体に届出のある認可外保育施設 ⑤企業主導型保育所	新	2
		10 前年度4月から継続して多摩市民で、連携施設に継続入所が不可な認可保育所、家庭的保育事業所、小規模保育所、事業所内保育所に入所しており、前年度4月から継続して保育所へ転所申込みをしている場合	新・転	2
		11 兄弟姉妹が市内認可保育所等（2号認定・3号認定）に入所している場合（新規申請に限る。）	新	1
		12 双生児以上の多胎児が新規申請をしている場合	新	1
		13 複数の児童が同時に新規申請している場合	新	1
		14 児童相談所等の関係機関からの通告等により、児童擁護の観点から優先的な取扱いが必要と認められた場合	新	10
		15 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所有している場合、または多摩市が協議を行い、医療的ケアを実施可とした医療的ケア児	新・転	4
		16 兄弟姉妹が入所している認可保育所等を、第1希望として転所申込みしている場合	転	1
		17 異なる認可保育所等に入所している兄弟姉妹が、双方の保育所等へ転所申込みをしている場合	転	1
		18 前年度4月から継続して、兄弟姉妹が入所している認可保育所等に転所申込みをしている場合	転	1
		19 市外認可保育所等（2号認定・3号認定）から市内認可保育所等に転所を希望している場合（在籍証明書の提出がある場合）	転	2
	減算	20 審査時点において保育料の滞納がある世帯（在園・卒園・退園児滞納分含む。）	新・転	-16
		21 同居している保護者以外の方（20歳以上65歳未満）のうち、求職中またはこれに準ずる状態の者がいる場合	新・転	-3
		22 入所決定の辞退者、入所審査開始後の取下（翌年度まで減算継続。急な転居・入院等やむを得ない場合を除く。）	新	-2
		23 申請時点で就労していないが、保育所入所日時点で就労が内定している者	新・転	-2
		24 保育所入所日が決定した際、現在、在籍している事業所で就労日数・時間数が（保育所入所日から）増加することが決定している場合	新・転	-2
		25 保護者の親族（3親等以内の血族・姻族）が経営する事業所で就労し、市民税の所得割額がない場合	新・転	-1
		26 「育児休業の延長が許可可能である申出書」を提出した場合	新	-18

※認可保育所等とは、認可保育所・家庭的保育事業所・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・認定こども園をさす。

※保育士等とは認可保育所等において保育に携わる有資格者（保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭、養護教諭、保健師、看護師、准看護師、助産師、子育て支援員研修を修了した者）をさす。

※23・24は、保育所入所日時点で内定もしくは増減することが決定している就労日数・時間数で算定した基本指数から減算する。

ただし24については【契約時間での指数（時間が増加する前の指数）】と【時間が増加する基本指数と24】が同じ点数となった場合は減算のない【契約時間での指数（時間が増加する前の指数）】で算定する。

※新＝新規

※転＝転所

【指数が同位の場合の優先順位】

優先順位	項目
1	市内在住者（転入予定者を含む）
2	認可保育所等に入所していない者
3	優先順位の高い類型の者 【類型の優先順位】 ※父母の類型のうち、優先順位の高い方を世帯の類型とする。 (1) 災害 (2) 特例 (3) 虐待・DV (4) 不存在 (5) 疾病・障がい (6) 出産 (7) 就労 (8) 看護・介護 (9) 就学 (10) 求職
4	指数に減算のない者
5	世帯の基本指数の高い者
6	入所希望年度の4月1日における継続した市内在住日数の長いもの ※父母の市内在住日数のうち、長い方を世帯の期間とする。
7	主たる生計中心者の市民税所得割の金額が低い者（未申告や税書類の未提出者の場合は優先順位を下げるものとする）

※記載されている指数・優先順位については令和9年度の基準となります。令和10年度以降は変更となる場合があります。

14 申込み後の手続き

(1) 家庭状況等の申込み内容の変更

申込み内容に変更があった場合には、市役所子ども・若者政策課に連絡の上、該当の書類を提出してください。（様式は多摩市公式ホームページから印刷できます）。

入所申請や、転所申請中の方は必ず入所申請受付期間に間に合うように提出してください。申請時点から入所までの間に、保育の必要性等に変更が生じ、指数や指数が同位の場合の優先順位が低くなる場合は、**入所決定を取り消すことがあります。また入所後にその事実が判明した場合は、退所となりますので速やかに届出をしてください。**

▼変更内容提出物一覧

	変更内容	提出が必要な書類
家庭状況	住所・代表者・氏名・電話番号	給付認定変更届
	家庭状況 ① 同居家族の増減 ② 結婚 ③ 離婚 ④ 離婚を前提とした別居をして、家庭裁判所による離婚調停を開始した場合	多摩市子ども・若者政策課あてに連絡 ※状況により、必要書類の提出をお願いします。 変更に応じて給付認定変更届や、結婚の場合は配偶者の保育の必要性の事由を証明する書類と課税証明書、離婚の場合は離婚を証明する書類等を依頼します。
保育の必要性の事由	保護者の勤務状況 ① 転職 ② 求職からの採用内定または、就労開始した場合 ③ 勤務先や勤務時間・日数の変更等 ④ 産前産後休暇・育児休業の取得 ⑤ 採用内定から勤務開始 ⑥ 保育所等入所後、勤務時間が変わると申請している方	① ～ ④ 就労証明書 (個人事業主の場合は追加書類があります。P14 参照) ⑤ 就労開始証明書 ※実際に勤務を開始してから発行をされたものを提出してください。 ⑥ 勤務時間増減確定証明書 ※実際に勤務時間が増えてから発行されたものを提出してください。
	仕事を辞めた場合（求職要件に切り替える場合）	給付認定変更届
	個人事業主の方で育児による休業の取得	【個人事業主用】育児による休業取得証明書 ※P23「10 申請時の注意 就労で申込みの方へ」参照
	産前産後休暇・育児休業から復職 個人事業主の方で育児による休業から復職	復職証明書 復職証明書（個人事業主用）
	その他保育の必要性の事由	子ども・若者政策課あてに連絡 ※状況により、必要書類の提出をお願いします。
申請内容の変更	入所や転所の必要がなくなった	取下書 ※取下げをせず、入所決定後に辞退された方には、辞退によるマイナスの指数が今年度と翌年度に継続してつきます
	希望園の追加または順位変更	希望保育所等追加変更届
	市町村民税の課税額が変更になったとき	税額が変更になったことがわかるもの ※課税証明書の写し 確定申告書（第1表・第2表）の写し 等

15 利用調整結果通知

(1) 結果通知書

入所の可否は、封書にて「利用調整結果通知書（利用可）」または「利用調整結果通知書（利用保留）」をお送りします。

なお、申請のあった最初の入所希望月のみ、**利用可・利用保留**に関わらず通知しますが、翌月（2回目）以降、同一年度中（待機中）の利用調整結果については、利用可（入所決定）のときのための通知となります。

※電話等による事前の結果の問い合わせには、一切お答えできません。

(2) 結果通知後のお手続き

利用可(入所決定)となった方

入所が決定した方には決定通知のほか、申請内容によって同封物が異なります。同封物にはそれぞれ提出期限があります。**また、決定した保育所等より面談・健康診断等について案内がありますので、決定園からの連絡をお待ちください。**

① 同封されているもの【共通】

- 利用調整結果通知書（利用可）
- お知らせ

② 申請内容によって変わるもの



状況	同封物	提出期限
産前産後休暇・育児休業中に入所が決まった方	復職証明書	入所月の翌月 1 日以前に復職し、復職後 2 週間以内
個人事業主の方で育児による休業中に入所が決まった方	復職証明書（個人事業主用）	入所月の翌月 1 日以前に復職し、復職後 2 週間以内
求職中で入所が決まった方	就労証明書	入所月の翌々月の 15 日
就労内定中で入所が決まった方	就労開始証明書	入所した日から 2 週間以内
保育所へ入所したら時間が変わる内容で入所が決まった方	勤務時間増減確定証明書	入所した日から 2 週間以内

入所保留となった方

定員に空きがなく入所できなかった方は、入所保留となります。**申請書類は、年度間有効（令和 10 年 3 月入所分まで有効）**となるため、取下げをしない限り、**再度申請する必要はありません**（年度ごとに申請が必要なため、令和 10 年 4 月入所以降分は別途申込みが必要です）。

年度途中に在籍児の退所等で定員に空きが生じた場合は、提出されている申請書類を基に利用調整を行い、指数の高い方から順に希望する保育所等へ入所決定を行います。

保育所等以外の保育サービスの案内については、**P.49**「19 直接利用・入所申請する施設」及び**P.52**「20 その他利用できるサービス」を参照してください。

入所を辞退する場合

入所決定を辞退する場合は、必ず入所月の前月中に速やかに「辞退届及び取下書」を多摩市子ども・若者政策課に提出してください（郵送の場合は必着。）※辞退の取下げはできません。

再度入所を希望する場合は、改めて申請が必要です（要申請書一式）。

その際、指数の減算を行います（翌年度まで減算継続。急な市外への転居、会社都合の解雇、入院等やむを得ない場合は除く）のでご注意ください。

※電子申請は可ですが、辞退届をご提出前に、多摩市子ども・若者政策課までご相談ください。

辞退届提出フォーム



よくある質問

①利用調整結果通知（利用可）が届きましたが、辞退しようと考えています。今後の指数に影響するのでしょうか。

入所決定後に入所を辞退する場合は、次回利用調整において今年度だけでなく翌年度も指数の減算を行います。指数の減算は翌年度まで影響します。

また、令和9年4月入所（1次受付）については、令和9年1月4日（月）まで、申請の取下げ、希望保育所等の削除のみを受付します。令和9年1月5日（火）以降の申請の取下げは辞退と同等に取り扱いますので、ご注意ください。

②子どもが入所した後、保育園在園中に仕事を辞めてしまった場合は、すぐに退所しなければならないのでしょうか？

就労で申請した場合、入所日時点では就労証明書通りに就労している必要がありますが、その後の保育園在園中に仕事を辞めた場合は、速やかに「給付認定変更届」を提出し、保育の必要性の事由を就労から求職（保育期間3ヶ月）に切り替えていただければすぐに退所しなくても大丈夫です。その3ヶ月間で就労先をみつけ、就労することが継続して在籍することの条件になります。

理由なく、給付認定変更届等の提出がなかった場合は、**退所**になることがありますので、ご注意ください。

16 利用者負担額階層区分決定

幼児教育・保育の無償化と令和7年9月からの東京都の補助による0～2歳児の保育料無償化により、認可保育所等に通っているお子さんについては、保育料が無償となりましたが、給食費等の補助の算定のため、引き続き利用者負担額階層区分は決定する必要があります。

（１）利用者負担額階層区分の決定方法

特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）は、各世帯の市町村民税所得割課税額・子どものクラス年齢及び保育時間により決定します。

※所得割額を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。

市町村民税所得割課税額は、基本的に父母の合計で決定しますが、**父母が非課税で同居者がいる場合は、同居者のなかで市町村民税所得割課税額が一番高い一人の金額（家計の主宰者）で保育料を決定します。**

▼保育階層の決定は年に2回切り替えがあります

保育料	算定する年度	決定時期
4～8月分（前期）	令和8年度市町村民税所得割課税額	4月中旬（予定）
9～3月分（後期）	令和9年度市町村民税所得割課税額	9月中旬（予定）

（２）給食費について（3～5歳児クラス向け）

3歳児クラス以降の保育料については無償となりますが、給食費が保護者負担となります。

給食費は、生計を一にする小学3年生以下のきょうだいの中で数えた時に第3子以降である在籍児（1号認定の児童のみ）、世帯の未就学児（在籍施設有）のみで数えた時に第3子以降である在籍児（2号認定の児童のみ）、年収360万円未満相当世帯については、公費負担で副食費相当額が免除となる場合があります。

この算定に市区町村民税所得割の額を使用します。こちらの算定は、従来の保育料決定時期と同様に、4～8月分、9月～3月分で行います。対象者には別途通知でお知らせします。

【利用者負担額階層（給食費補助）の算定方法について（兄弟姉妹がいる場合）】

多子算定方法 右記の3人きょうだいがいた場合	 3歳児クラス	 9歳（小3）	 10歳（小4）
認可保育所等（2号）	第1子		
幼稚園・認定こども園（1号）	第2子	第1子	

※2号の場合は在籍施設がある未就学児の兄弟姉妹の中でカウント、1号の場合は小3以下の兄弟姉妹の中でカウントします。（いずれも生計一の兄弟姉妹に限る。）

（３）令和７年８月以前の保育料を滞納されている世帯について

保育料を滞納すると、督促状の送付に始まり、保育園を通じての納付催告、**地方税法の例により差押等の滞納処分**を行うことがあります。

保育料は、保育所等の認可施設運営にとって重要な財源です。

保育料に滞納のある世帯については、**指数の減算（－１６）を行うため、転所や兄弟姉妹の利用調整において不利になります**。また、認定こども園や、地域型保育施設は施設への直接納付となりますが、施設運営の把握をするため、施設へ納付状況を確認することがあります。

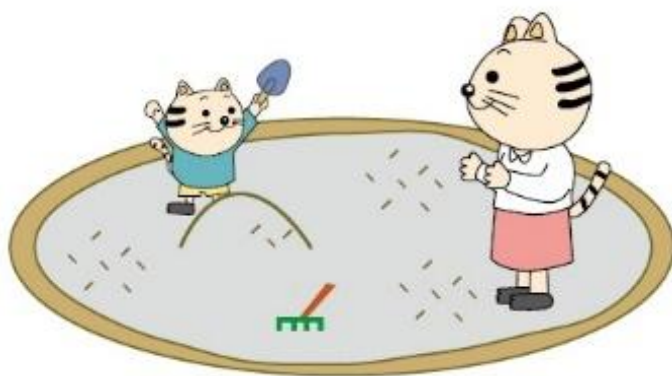
（４）市町村民税所得割課税額が変わった場合（全年齢向け）

税の変更申請により、市町村民税所得割課税額に変更が生じた場合は利用者負担額階層区分が変わる場合があります。そのため、税額変更を証明する書類を提出してください。

※同居者で身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有している方がいる場合、利用者負担額階層区分が下がる場合があります。そのため、手帳の写しを提出してください（既にご提出いただいている場合は再度の提出は不要です）。

（５）政令指定都市所得割額について（全年齢向け）

平成30年度から都道府県から指定都市への税源移譲に伴い、政令指定都市のみ、市町村民税の税率が6%から8%に変更となりました(多摩市は変わらず6%です)。このことに伴い、各年の１月１日時点において政令指定都市に住んでいた場合の保育料決定につきましては、多摩市での市民税の税率6%として計算いたします。





よくある質問

①入所した場合、利用者負担額決定通知はいつ頃、どのように届くのですか？

4月入所の方は、4月中旬に郵送か保育所等を通じて利用者負担額決定通知書をお渡しします（税書類の不足等により送付が遅れる方もいます）。5月以降の年度途中入所の方は、入所月の中旬にご自宅へ郵送します。

②下の子の出産で里帰りしていたため、ほとんど登園しなかったのですが、給食費等の引き等がありますか？

引き・還付等はありません。月中で1日も登園しない場合でも、給食費等の納付が必要です。給食費・延長保育料等は、月単位での支払いです。

なお、特段の事由がなく2ヶ月間連続して保育所等に登園しない場合は、退所となりますのでご注意ください。

③2世帯住宅で、祖父母と暮らしています。利用者負担額階層区分の算定はどうなりますか？

原則、同居とみなします。父母が非課税の場合で三親等以内の同居者に課税額があれば、一番収入の高い方を家計の主宰者とみなし、利用者負担額階層区分を決定します。（別居とみなす場合の手続きは **P25** 参照）

④配偶者が、海外で就労しているため、市町村民税課税証明書が出せない場合、どうすればいいですか？

両親のどちらかが海外で就労していて、市町村民税課税証明書が提出できない場合は、令和8年度分であれば令和7年1月1日～令和7年12月31日までの収入、令和9年度分であれば令和8年1月1日～令和8年12月31日までの収入が分かる書類を会社等に発行してもらい、提出してください。円換算でなくても受け付けられますが、可能な限り円換算で提出をお願いします。

⑤給食費が補助されるか知りたいので自分で課税額を確認したい場合、どのようにすればいいですか？

市民税所得割額の確認方法

「課税証明書」での確認

該当年度の1月1日時点で住民票があった市区町村で発行できます。

※発行には料金がかかります（市区町村によって金額が異なる）。

「市民税・都民税特別徴収税額」「市民税・都民税納税通知書」での確認

該当年度の1月1日時点で住民票があった市区町村から6月頃に送付されます。

「所得割額」の箇所を参照してください。

※市民税所得割額に住宅借入金等特別税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・配当所得の控除、寄附金税額控除等がある場合は、控除適用前の額で算定します。

(参考) 多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる
保育に係る利用者負担額基準額表

保育標準時間の場合

単位：円

各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の基準額（月額）							
階層区分	定義 ※兄弟順位は未就学児の中でカウント	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
		第1・2子	第3子以降	第1・2子	第3子以降	第1・2子	第3子以降	第1・2子	第3子以降
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	延長保育料の免除				延長保育料 かつ 給食費の免除			
B	市町村民税非課税世帯								
C1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	0	0	0	0	給食費の免除 （所得割額57,700円未満）			
C2	所得割の額 1 円以上 24,300 円未満	0	0	0	0				
C3	所得割の額 24,300 円以上 48,600 円未満	0	0	0	0				
D1	所得割の額 48,600 円以上 60,700 円未満	0	0	0	0				
D2	所得割の額 60,700 円以上 72,800 円未満	0	0	0	0				
D3	所得割の額 72,800 円以上 84,900 円未満	0	0	0	0	※ひとり親・在宅障がい者世帯は所得割額77,100円未満で給食費免除			
D4	所得割の額 84,900 円以上 97,000 円未満	0	0	0	0	0	未就学児の中で第3子は階層に関わらず給食費免除	0	未就学児の中で第3子は階層に関わらず給食費免除
D5	所得割の額 97,000 円以上 115,000 円未満	0	0	0	0	0		0	
D6	所得割の額 115,000 円以上 133,000 円未満	0	0	0	0	0		0	
D7	所得割の額 133,000 円以上 151,000 円未満	0	0	0	0	0		0	
D8	所得割の額 151,000 円以上 169,000 円未満	0	0	0	0	0		0	
D9	所得割の額 169,000 円以上 187,000 円未満	0	0	0	0	0		0	
D10	所得割の額 187,000 円以上 206,000 円未満	0	0	0	0	0		0	
D11	所得割の額 206,000 円以上 225,000 円未満	0	0	0	0	0		0	
D12	所得割の額 225,000 円以上 244,000 円未満	0	0	0	0	0		0	
D13	所得割の額 244,000 円以上 263,000 円未満	0	0	0	0	0		0	
D14	所得割の額 263,000 円以上 282,000 円未満	0	0	0	0	0		0	
D15	所得割の額 282,000 円以上 301,000 円未満	0	0	0	0	0		0	
D16	所得割の額 301,000 円以上 333,000 円未満	0	0	0	0	0		0	
D17	所得割の額 333,000 円以上 365,000 円未満	0	0	0	0	0		0	
D18	所得割の額 365,000 円以上 397,000 円未満	0	0	0	0	0		0	
D19	所得割の額 397,000 円以上	0	0	0	0	0		0	

- 所得割額を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。
- 0～2歳児については東京都の補助金を活用して無償化を実施しているため、東京都の補助が翌年度以降も継続する場合に限り保育料無償化を継続します。
- 国の幼児教育・保育無償化（以下、無償化という。）により、3～5歳児クラスについては保育料が無償となりますが、給食費は保護者負担となります。そのため、無償化により、従来決定していた保育料より給食費の負担が大きくなってしまふ世帯につきましては、多摩市保育所等給食費負担軽減事業にて市が補助しています。
- 階層区分A・B階層の世帯については、延長保育料および給食費の実費負担が免除されます。また、所得割額57,700円未満の世帯（ひとり親・在宅障がい者世帯77,100円未満）は給食費が免除されます。
※生計を一にする未就学児の中で第3子以降は所得割額によらず、給食費が免除されます。

17 入所後の手続きについて

(1) 家庭状況等の申請状況の変更

保育の必要性の事由を変更する場合や市内転居は変更届の提出が必要になります。速やかに手続きをしてください。

(2) 転所（転園）の希望

保育所等の転所（転園）を希望する場合は、「**保育所等転所願**」を提出してください。

希望保育所等に空きが生じた場合に利用調整を行います。なお、**転所決定後の辞退は一切できず、元の園に戻ることもできません**ので、予めご了承ください。

提出書類	保育所等転所願 （多摩市様式） + 年度間期間延長届 （多摩市様式※希望者のみ） 児童状況票 （多摩市様式） 送付宛名用紙 （多摩市様式）（※郵送場合のみ）
受付場所	子ども・若者政策課（ 郵送・電子申請可 ）
受付期限	転所希望月の申込み受付期間（P10-12 参照）（必着）

※保育所等転所願及び年度間期間延長届等の様式は、多摩市公式ホームページでダウンロード、または子ども・若者政策課窓口で入手できます（出張所や保育所等には置いていません）。

※**育児休業中の特例保育が適用されている児童が転所となった場合は、転所月の翌月 1 日以前に育児休業を取得した事業所に復職していただきます。**

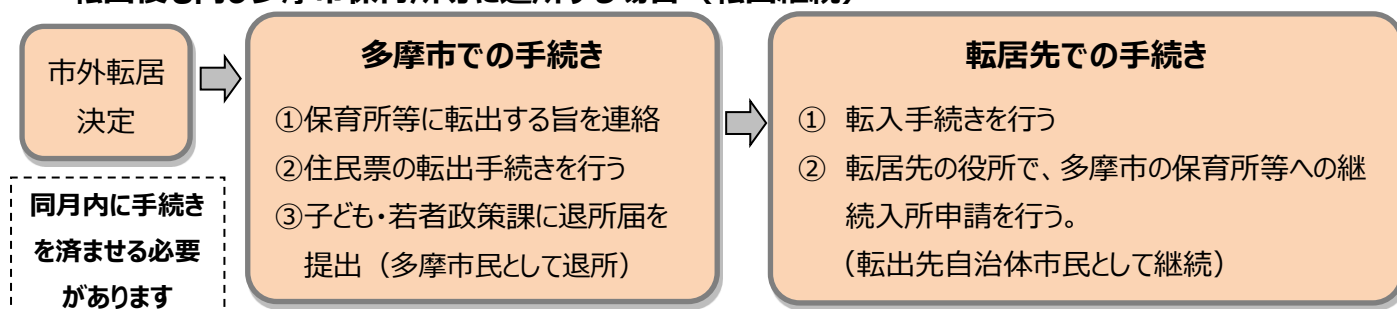
市外認可保育所等からの転園をお考えで育児休業の教育・保育給付認定をお持ちのお子さまは多摩市子ども・若者政策課までご相談ください。（電話番号：042-338-6850(直通)）

(3) 現況届（入所の継続）

入所した年度の翌年度も引き続き保育所等への通所を希望する方は、現況届及び継続申請をしてください。詳しくは、例年 10 月頃に、保育所等から在籍児の保護者に配布される現況届及び継続手続きのお知らせをご覧ください。なお、仕事を辞めるなど、保育の必要性がなくなると、継続できない場合があります。

(4) 市外への転居

転出後も同じ多摩市保育所等に通所する場合（転出継続）



※多摩市在住中に、市外の保育所等への入所申込みをする場合は、**P27** をご覧ください

(5) 産前産後休業・育児休業を取得する

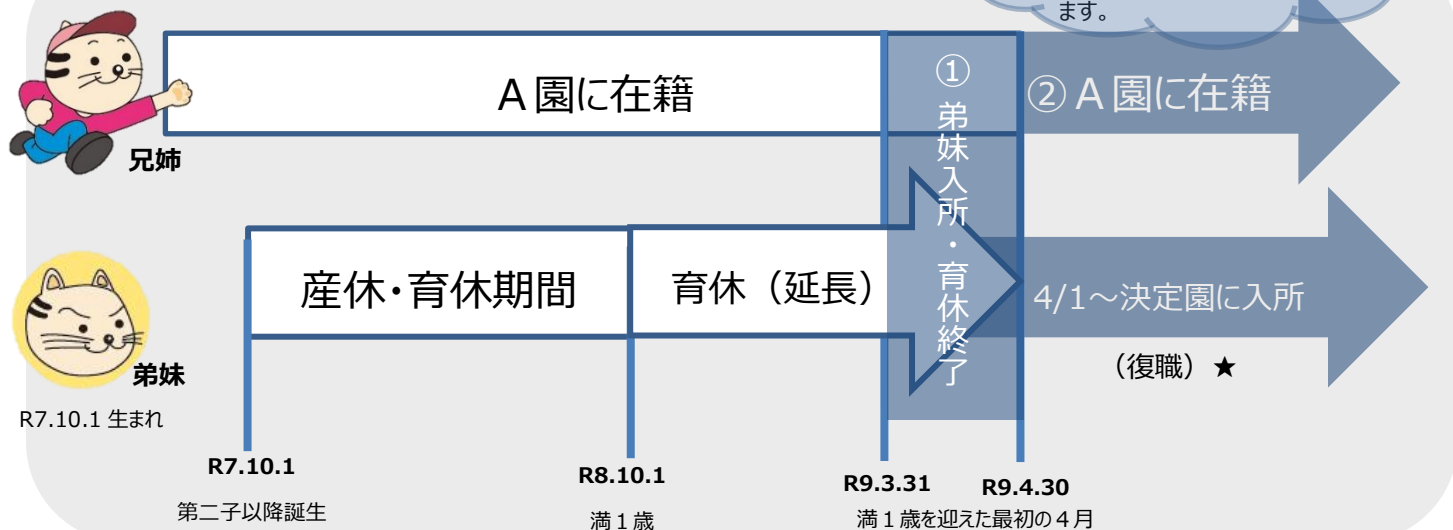
① 育児休業の取得と児童の在籍について【重要】

第二子以降の出産に伴い仕事を離れる場合は、保育の必要性がなくなるため、在籍児は原則退所となります。ただし以下条件に限り、特例として第二子以降が満1歳に達して最初に迎える4月末日まで、在籍児の在籍を認めています。

- 第二子以降の出産のために、保護者が育児休業法に定める育児休業を取得する。
- 児童が現在の施設に継続して在籍する。
- 育児休業を取得した事業所へ復帰をする場合

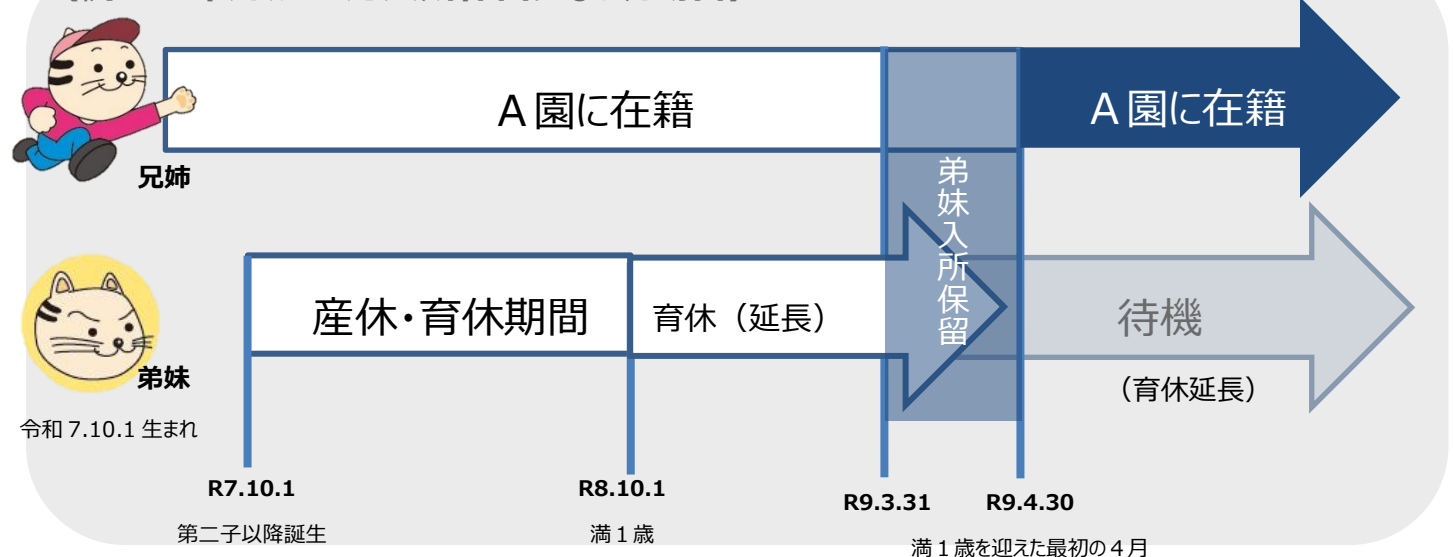
令和9年5月1日までに復職する場合(①)は、在籍児は継続して在籍(②)することができます。

(例1：弟妹が1歳児クラス4月入所に決定した場合)



★ 4月末日を超えて育児休業を取得する場合は、在籍児は3月末日をもって退所となります。ただし、在籍児が5歳児クラスまたは第二子以降が待機児童となっている場合は除く。(例2参照)

(例2：弟妹が4月入所保留になった場合)



※保護者が共に育児休業を取得する場合は両親それぞれの育児休業の記載のある就労証明書の提出と、復職した際には復職証明書の提出が必要です。また、育児休業の対象となっている子が入所決定した場合、保護者は共に入所月の翌月1日までに復職する必要があります。

※個人事業主で育児による休業中の方は、個人で事業を営んでいる旨の書類 (P23 参照) ・【個人事業主用】育児による休業取得証明書を提出すると、上記の特例を利用することができます。

② 提出書類

第二子以降の出産に伴い、産前産後休業・育児休業を取得する場合は改めて産前産後休業・育児休業期間の記載のある就労証明書を提出してください。

育児休業取得中は、教育・保育給付認定の保育の必要性の事由が「育児休業」に変更になります。

仕事に復職した場合は、復職証明書を提出してください。

○取得時

	産前産後休業・育児休業を取得する場合	個人事業主の方で育児による休業を取得する場合
提出書類	・就労証明書	・【個人事業主用】育児による休業取得証明書（多摩市様式） ・個人で事業を営んでいることが分かる書類（P15 参照）
様式が取得できる場所	・多摩市子ども・若者政策課窓口 ・多摩市公式ホームページ	
提出期限	産前産後休業と育児休業期間が定まった日から、2 週間以内	育児による休業をすることがわかった日から、2 週間以内 ※個人事業主であることがわかる書類の提出が無い場合については、要件を出産要件などに変更していただくことになります。詳しくはお問い合わせください。
受付場所	多摩市子ども・若者政策課（郵送可）	

○復帰時

	産前産後休業・育児休業から復帰する場合	個人事業主の方で育児による休業から復帰する場合
提出書類	復職証明書（多摩市様式）	復職証明書（個人事業主用）（多摩市様式）
様式が取得できる場所	・多摩市子ども・若者政策課窓口 ・多摩市公式ホームページ	
提出期限	復職後、2 週間以内	
提出場所	多摩市子ども・若者政策課（郵送可）	

※休業を取得した事業所に復職できない場合や復職後 2 週間以内に復職証明書が提出できない場合は退所になります。



よくある質問

- ① 上の子が認可保育所等に在園していますが、下の子が生まれるので母が産前産後休暇・育児休業をとる予定です。また、父も育児休業をとる予定ですが、上の子は退所になりますか？

給与・手当金等が支給される産前産後休暇の期間については、退所不要です。また、その後、①育児休業法に基づく育児休業を取得し、②在園児が現施設に継続して在籍する③育児休業を取得した事業所へ復帰をする場合に限り、下のお子さんが満1歳に達して最初に迎える4月末日まで、上のお子さんの在籍を認めています。その場合、保育の必要性の事由は『育児休業』となりますので、育児休業期間の記載のある就労証明書を提出してください。（個人事業主として就労しており、育児による休業を取得する場合はP23参照。）また、両親が同時に育児休業を取得する場合もP40「（５）① 育児休業の取得と児童の在籍について【重要】」の育休特例は適用されるので、両親それぞれ、育児休業期間の書かれた就労証明書を提出し、復職した場合はそれぞれ復職証明書を提出してください。（支給認定が「育児休業」になる場合、施設が登園時間等に制限を設ける場合があります。）

パート就労等で、産前産後休暇や育児休業の制度がなく仕事を一旦辞める場合または個人事業主にて仕事をしている旨の書類の提出がない等の場合は、「給付認定変更届」の提出により、保育の必要性の事由を「出産」に変更していただくことで、出産予定月とその前後2ヶ月の計5ヶ月間については継続して在籍することが可能です。

- ② 第二子を出産後、1年間育児休業を取得し第二子を自宅で保育する予定です。その場合に第一子のみの入所申込みは可能ですか？

育児休業期間中に第一子の入所申込みをすることは可能ですが、入所決定となった際には、育児休業を切り上げ、入所月の翌月1日までに職場復帰することが必要です。また、入所日が下のお子さんの出産に伴う産前産後休暇の取得期間に重なる場合は、産前産後休暇取得後、速やかに職場復帰することが必要となりますので、ご注意ください。

- ③ 現在、育児休業中で令和9年8月2日復帰予定です。会社の規定上、育児休業の切り上げはできませんが、いつの入所分から申込みが可能ですか？

多摩市では、育児休業期間中の申請の場合、入所月の翌月1日までに職場復帰することが条件となります。ご質問の場合、令和9年8月入所分から申込み可能です。そのため各月に設けている締切日までに申し込みをしてください。ただし、定員に空きがない限り入所はできません。

（６）保育所等の退所

保育所等を退所する場合は、入所審査の空き枠確保の観点から、**退所する月の20日（土日祝日の場合は翌開庁日）までに速やかに「保育所等退所届」を提出**してください。

なお、急な引っ越しや転勤等やむを得ない事情等がある場合には、退所する月の月中まで退所の手続きは可能です。待機されている方の空き枠確保の観点から、早めのご提出にご協力をお願いします。

退所する月中に提出がないと、翌月の給食費等を納めていただくことになります。

※退所の取下げはいかなる場合もできません。

退所申請フォーム



提出書類	保育所等退所届（多摩市様式）
受付場所	多摩市子ども・若者政策課（郵送、電子申請可※）

※郵送または電子申請で退所届を提出された場合は、確認のため子ども・若者政策課よりお電話をさせていただく場合があります。

18 各類型の詳細（注意点・利用時間等）

保育所等は、就労などでご家庭での保育が難しい児童を保護者に代わって保育する施設です。原則、認定された事由以外では利用できません。また、認定された保育必要量に応じた利用時間であっても、ご家庭で保育が可能なきは早めのお迎え等にご協力ください。

（１）認可保育所



① 開所時間

開所日時	月曜～土曜 7:00～18:00
------	------------------

※日曜日、祝日、国民の休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

※延長保育は園によって異なります（P44参照）。

上記時間は開所時間です。実際に利用できる時間は、各世帯の保育が必要な時間によって変わります。

利用時間は入所決定後、園との面談により決定します。

② 教育・保育認定と保育利用時間

保育の必要性の事由にかかわらず、保育標準時間として認定をしています。

保育標準時間 7:00～18:00 11時間保育

（保育短時間 8:30～16:30 8時間保育）

※保育標準時間の認定を受けても、ご希望があれば保育短時間認定を選択することが可能です。

申請月の翌月から変更となります。

※保育短時間認定から保育標準時間認定に変更したい場合も、再度申請が必要です。

③ 保育利用時間の変更について

保育利用時間の変更を希望する場合、「給付認定変更届」の提出が必要になります。

※保育短時間に変更後、16:30以降も保育所を利用する場合は超過保育分の利用料金が発生します。



よくある質問

① 仕事が休みの日に病院に行くために子どもを保育園に預けてもよいですか？

原則、保育所等の利用は認定された事由での利用となり、就労で認定されている場合は就労以外の事由では利用できません。ただし、認定された事由以外であっても通院やご家庭の事情など、様々な理由によっては、保育所等との調整により利用が可能な場合があります。お通いの園にご相談ください。また、その際は就労の際と同じ時間での登降園時間ではなく、保育所等と相談した時間に預ける、迎えに行くなど、保育所の適正利用にご協力をお願いします。

③ あすのき保育園卒園後の進級についてはどのように園が決まりますか？

2歳児クラス進級後、あすのき保育園の社会福祉法人である至愛協会が保護者に、同法人が運営するかしのき保育園・ゆりのき保育園・りすのき保育園への進級希望調査を行い、決定します。年度途中に2歳児クラスであすのき保育園へ入園した場合、時期によっては進級園を選べない場合がございます（必ずいずれかの園には進級できます）。

④ 延長保育について

通常の認可保育所の開所時間は 7 : 00～18 : 00 です。支給認定証に記載されている保育必要量により保育利用可能時間が異なります。

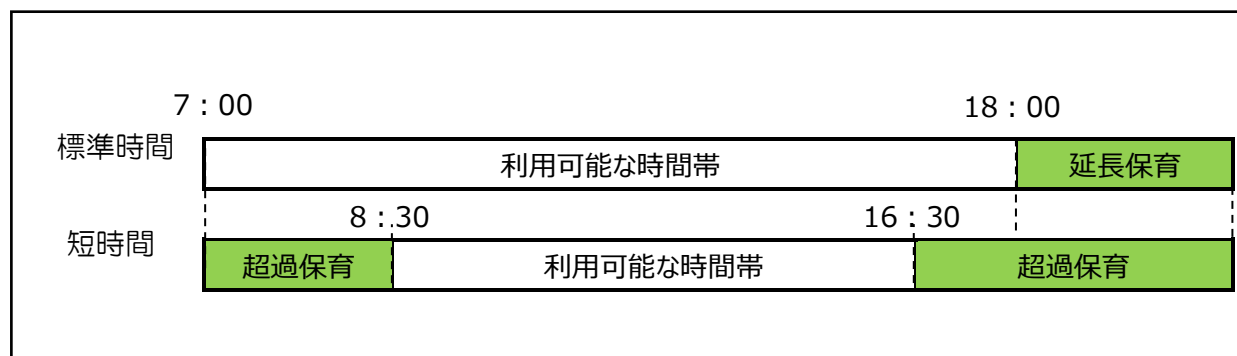
保育標準時間 7 : 00～18 : 00（保育短時間 8 : 30～16 : 30）

上記の時間以外の開所時間は延長保育となります。

各保育所で18 : 00以降の延長保育を実施しています。利用にあたり、別途申請（延長保育時間の保育の必要性の証明が必要）及び利用料が必要です。なお、**公立保育園は延長保育に定員があり、利用できない場合もあります**のでご了承ください。

詳細・申込みは、直接各保育園までお問い合わせください。

▼延長保育対象時間



▼延長保育利用内容

対象児童	在籍児童（延長保育の受入開始年齢は、ゆりのき保育園、こぐま保育園、やまと保育園、かしのき保育園、やまとさくら保育園、あすのき保育園は生後 43 日以降から、桜ヶ丘第一保育園は生後 6 ヶ月から、その他の園では満 1 歳からとなっています）	
利用時間	朝延長	短 時 間 7 : 00～8 : 30
	夜延長	短 時 間 16 : 30～最長 20 : 00 標準時間 18 : 00～最長 20 : 00（園により異なる）
実施保育園	19 : 00 まで	下記以外の認可保育園
	20 : 00 まで	こばと第一保育園、こころ保育園、あおぞら保育園

※延長保育を利用する場合、超過保育料が掛かります。（金額は施設により異なります）ただし、保育標準時間利用の 18 時以降については、勤務時間や通勤時間等の事情により市の補助があり、下記の月額料金で利用することができます。

▼利用料金（月額）

区分	1 時間延長	2 時間延長
0・1 歳	2,500 円	12,500 円
2 歳以上	2,500 円	10,000 円

※保育料階層がA階層B階層の世帯は延長保育免除制度があります。利用者負担額決定通知に同封されるお知らせをご確認の上、延長保育免除申請書を施設に提出してください。

(2) 認定こども園

認定こども園は、子どもに教育・保育を一体的に提供するものです。認定区分と希望順位によって申請先が異なりますので、ご注意ください。

保育料は無償となりますが、給食費、教材費などの費用負担がありますので、必ず園への見学や問い合わせをしてください。

◆認定こども園に直接申請する方

	認定	申請時期	備考
3～5歳（教育）	1号認定（幼稚園利用（保育の必要性のない方））	令和8年11月1日（日）～	1号認定で入園の内定が出ましたら、園より教育・保育給付認定申請書が配布されますので、必ず園へご提出ください。
3～5歳（保育）の方で認定こども園が第1希望である場合	2号認定	施設によって受付日が異なります。	令和9年4月申請は、令和8年10月中旬から認定こども園で願書の配布が始まりますので、認定こども園へ直接申込みをしてください。

※詳細はご希望の園へお問い合わせください。

◆多摩市役所に申請する方

○0～2歳（3号認定）の方

○3～5歳（2号認定）の方で認定こども園が第2希望以下の場合

① 開所時間

認可保育所と開所時間が異なります。希望する際は十分お気を付けください。また、下記時間は開所時間となりますので、実際に利用できる時間については各世帯の保育が必要な時間によって変わります。利用時間は入所決定後、施設との面談により決定します。

▼市内認定こども園一覧

施設名	受入れ可能年齢（クラス年齢）	開所時間	延長有無
おだ認定こども園	0～5歳	7：00～18：00	有
認定こども園多摩みゆき幼稚園	3～5歳	7：30～18：30	無
認定こども園東京大谷幼稚園	3～5歳	7：30～18：30	有

※延長保育時間は P58 の「23 多摩市内認可保育所等紹介」を参照してください

② 利用料金

利用者負担額（保育料）は、認可保育所同様無償化となっています。

※利用者負担額階層決定は行います。



よくある質問

①認定こども園2号を第1希望、認可保育所等を第2希望以降で申請する予定です。第1希望の認定こども園が決まった場合は第2希望以下の認可保育所等は審査されますか？

4月1次で認定こども園に決定した場合は、第2希望以下の市への申請は取下げとなります。
4月1次で認定こども園に決まったものの、他の認可保育所等に申請したい場合は、4月2次受付以降から受付（転所申請扱い）となります。

(2) 小規模保育事業所



小規模保育事業所の入所には保育の必要性の認定が必要です。保育所等と同時に申込みができます。

① 開所時間

認可保育所と開所時間が異なります。希望する際は十分お気を付けください。また、下記時間は開所時間となりますので、実際に利用できる時間については各世帯の保育が必要な時間によって変わります。利用時間は入所決定後、施設との面談により決定します。

開所日時	月曜～土曜 8：00～17：00 ※延長は 18：00 まで
対象児童	施設により異なる（2歳児クラスまで）

② 教育・保育給付認定と保育利用時間

小規模保育事業所は、保育標準時間認定でも保育時間は、8：00～18：00までとなります。

▼市内小規模保育事業所一覧

施設名	住所	受け入れクラス	電話番号	進級先保育所
		定員		
どんぐり保育室	諏訪1-66-1-101	1・2歳児	042-400-5241	3歳児クラス進級時に 新規申込みが必要
		12名		
こころプティ保育園	落合1-36 3F	0・1・2歳児 ※1	042-374-3999	こころ保育園
		12名		
さっちゃんルーム	桜ヶ丘3-32-1	1・2歳児 ※2	042-373-1638	みさと保育所
		12名		
あおぞらルーム	鶴牧1-11-10	1・2歳児	042-400-5138	あおぞらぱれっと保育園 あおぞら保育園 ※3
		12名		

※1 こころプティ保育園の受入れ可能な0歳児の月齢は生後6ヶ月となります。

※2 連携保育所（代替保育等）は桜ヶ丘第一保育園です。

※3 いずれかの施設に進級します。進級先は施設が決定します。

① 利用料金

利用者負担額（保育料）は、認可保育所同様無償化となっています。給食費は保育料に含まれます。

※利用者負担額階層決定は行います。

(3) 家庭的保育事業所（保育ママ）



家庭的保育事業所の入所には保育の必要性の認定が必要です。保育所等と同時に申込みができます。

① 開所時間

認可保育所と開所時間が異なります。希望する際は十分お気を付けください。また、下記時間は開所時間となりますので、実際に利用できる時間については各世帯の保育が必要な時間によって変わります。利用時間は入所決定後、施設との面談により決定します。

開 所 日 時	月曜～金曜 8：00～17：00
対 象 児 童	施設により異なる（2歳児クラスまで）

② 教育・保育給付認定と保育利用時間

家庭的保育事業所は、保育標準時間認定でも保育時間は、8：00～17：00までとなります。

▼市内家庭的保育事業所一覧 ※事業所の見学依頼の際は保育時間中を外してご連絡いただきますようお願いいたします。

施設名	住所	受け入れクラス	電話番号	連携 保育所 ※1	進級先保育所 （優先的に入 所できる施設）
		定員			
こひつじ （数納 恵美子）※2	豊ヶ丘2-6-2- 104	0・1・2歳児	042-371-3803	あおぞら 保育園	3歳児クラス進 級時に新規申 込みが必要
		2名			
濱田 朝子	永山3-2-5-203	0・1・2歳児	042-372-5423	こばと第一 保育園	
		2名			
保育室ぽけっとぽけ （小谷田 貴美子） ※3	落合2-21-4	休所中	090-1841-6168	おだ認定こども園 2歳児の場合、前年9月までに在 籍していることが条件となります	

※1 連携保育所とは、家庭的保育事業者に対して援助・相談等を行う保育所です。家庭的保育事業者が休暇を取得する時にお子さんを預かったり主催事業に家庭的保育事業者と児童と一緒に参加することがあります（3歳児になったときに優先的に入れる園ではありません）。

※2 こひつじ（数納恵美子事業所）は、0・1歳も受け入れ可能ですが、令和9年度末で閉所予定のため、令和10年度の別の施設への申請が改めて必要です。

※3 保育室ぽけっとぽけは、令和9年度は休所中のため受け入れはありません。

③ 利用料金

利用者負担額（保育料）は、認可保育所同様無償化となっています。給食費は保育料に含まれます。

※利用者負担額階層決定は行います。

(4) 事業所内保育事業所



事業所内保育事業所の入所（地域枠および従業員枠）には保育の必要性の認定が必要です。保育所等と同時に申込みができます。

① 開所時間

認可保育所と開所時間が異なります。希望する際は十分お気を付けください。また、下記時間は開所時間となりますので、実際に利用できる時間については各世帯の保育が必要な時間によって変わります。利用時間は入所決定後、施設との面談により決定します。延長保育に関しては施設にお問い合わせください。

開 所 日 時	平日 7 : 30 ~ 18 : 30
対 象 児 童	生後 57 日 ~ 2 歳児クラスまで

▼市内事業所内保育所一覧

施設名	住所	定員	電話番号	進級先保育所
サクラさーくる	関戸2-43-1	地域枠9名（定員18名）	042-337-3482	3歳児クラス進級時に新規申込みが必要

② 利用料金

利用者負担額（保育料）は、認可保育所同様無償化となっています。給食費は保育料に含まれます。
※利用者負担額階層決定は行います。

多摩市内の保育環境について～保育環境評価スケール～

多摩市内の認可保育所や認定こども園の保育士が中心となり平成 23 年に発足した「多摩市保育協議会」では、多様なニーズに対応できる保育環境の構築のため、公立・私立保育所の保育士等が一同に集まり、定期的に保育士の専門性を向上させる研修会を行っています。

また、多摩市保育協議会では、保育士会、看護師・保育士部会、栄養士部会、ハンディキャップ部会等の専門部会が設置され、部会ごとに専門研修の他、ディスカッションや情報共有等が行われており、各施設の保育運営に生かされています。

令和 4 年度には、保育の質を客観的に評価することができる「保育環境評価スケール」を用いて、各施設の保育環境を評価し、振り返りを行うことで、保育の質の向上を図りました。

「保育環境スケール」を用いた取り組みについて、市内の保育所等がどのような活動を行い、保育環境を充実させているのか、多摩市公式ホームページに掲載しています。



多摩市公式
ホームページ
詳細はこちら

19 直接利用・入所申請をする施設

(1) 東京都認証保育所



送り迎えに便利な駅前にある保育施設などを、多様化する保育ニーズに対応するための都市型保育施設として、東京都が独自に認証している保育所です。施設基準、職員配置等は東京都の基準を備えています。
直接申込みとなるため、**詳細・申込みは、直接各園へお問い合わせください。**

【認証保育所の主な特徴】

- 基本は13時間開所（概ね7：00～20：00）です。
- 保育料は園によって異なります。**認証保育所（市外含む）と月120時間以上の契約をした市民の方には、規定保育料のうち月額30,000円を上限に多摩市が「保育料軽減」による補助を行います。**
※多摩市による合計補助額が保育料を上回る場合は、保育料の金額が上限となります。
- ※「保育料軽減」及び「第1子負担軽減」、「多子負担軽減」は、東京都の補助金を活用した補助制度となるため、東京都の助成内容に変更があった場合は、補助金額等が変更になることがあります。
- ▼該当者に関しては、以下の補助も対象となります。
- 0～2歳児クラス課税世帯の第1子の子どもに対して、規定保育料のうち月額40,000円を上限に多摩市が「第1子負担軽減」による補助を行います。
- 第2子以降の子どもに対して、補助上限額一覧表のとおり「多子負担軽減」による補助を行います。
- 幼児教育・保育の無償化の対象者において、第1子の子どもは、「幼児教育・保育の無償化」と「保育料軽減」が併用して補助を受けることができます。第2子以降の子どもは、「保育料軽減」（月額30,000円上限）は対象外となります。別冊「令和9年度幼児教育・保育の無償化のしおり」を確認してください。
- ※きょうだい順位は、生計を一にしているきょうだいの中でのカウントになります。

▼補助上限額一覧表

年齢	世帯	実子 カウント	幼児教育・ 保育の無償化	保育料 軽減	第1子負担 軽減	多子負担 軽減	補助 上限額
0～2歳児	課税	第1子	—	30,000円	40,000円	—	70,000円
		第2子以降	—	30,000円	—	40,000円	70,000円
	非課税 新3号認定 対象児	第1子	45,700円	26,300円	—	—	72,000円
		第2子以降	45,700円	—	—	34,300円	80,000円
	非課税 新3号認定 対象外児	第1子	—	30,000円	—	—	30,000円
		第2子以降	—	30,000円	—	34,300円	64,300円
3～5歳児	新2号認定 対象児	第1子	40,300円	26,700円	—	—	67,000円
		第2子以降	40,300円	—	—	36,700円	77,000円
	新2号認定 対象外児	第1子	—	30,000円	—	—	30,000円
		第2子以降	—	30,000円	—	36,700円	66,700円

(2) 企業主導型保育所



国から助成を受けて、企業が自主的に設置する認可外保育施設です。

企業のための従業員枠の他に、地域住民のための地域枠を設けている場合があります。

【企業主導型保育所の主な特徴】

- 教育・保育給付認定または、保育の必要性を示す書類を提示する必要があります。入所や必要書類についてはご希望の施設に直接お問い合わせください。
- 保育料は園によって異なります。**企業主導型保育所（市外含む）で月120時間以上の契約をした市民の方には**、月額30,000円を上限に実際に支払う保育料の1/2を多摩市が「保育料軽減」による補助を行います。また、保育料補助のほか、0～2歳児クラス課税世帯の第1子の子どもに対して、月額40,000円を上限に多摩市が「第1子負担軽減」による補助を行います。第2子以降の子どもに対して、補助上限額一覧表のとおり「多子負担軽減」による補助を行います。保育料補助との合計補助額が保育料を上回る場合は、保育料の金額が上限となります。

※「保育料軽減」及び「第1子負担軽減」、「多子負担軽減」、は、東京都の補助金を活用した補助制度となるため、東京都の助成内容に変更があった場合は、補助金額等が変更になることがあります。

- 幼児教育・保育の無償化の対象者において、第1子の子どもは、「幼児教育・保育の無償化」と「保育料軽減」が併用して補助を受けることができます。第2子以降の子どもは、「保育料軽減」（月額30,000円上限）は対象外となります。別冊「令和9年度幼児教育・保育の無償化のしおり」を確認してください。

※きょうだい順位は、生計を一にしているきょうだいの中でのカウントになります。

▼補助上限額一覧表

年齢	世帯	実子 カウント	幼児教育・ 保育の無償化	保育料 軽減	第1子負担 軽減	多子負担 軽減	補助 上限額
0～2歳児	課税	第1子	—	30,000円	40,000円	—	70,000円
		第2子以降	—	30,000円	—	40,000円	70,000円
0歳児	非課税	第1子	37,100円	26,300円	—	—	63,400円
		第2子以降	37,100円	—	—	34,300円	71,400円
1～2歳児	非課税	第1子	37,000円	26,300円	—	—	63,300円
		第2子以降	37,000円	—	—	34,300円	71,300円
3歳児	—	第1子	26,600円	26,700円	—	—	53,300円
		第2子以降	26,600円	—	—	36,700円	63,300円
4～5歳児	—	第1子	23,100円	26,700円	—	—	49,800円
		第2子以降	23,100円	—	—	36,700円	59,800円

※企業主導型保育所利用者は無償化対象要件を満たしている場合、「幼児教育・保育の無償化」は児童育成協会を通じて給付されます。

▼市内認証保育所一覧（下記内容については年度途中で変更になる可能性があります）

施設名	住所	受け入れクラス	定員	電話番号
ウィズチャイルドさくらがおか幼保園	関戸 1-1-5 ザ・スクエアE-5	0～5歳児	40名	TEL:042-376-3541 (事務局)
ウィズチャイルドさくらがおかみなみ園	東寺方 1-2-11	0～5歳児	38名	
ウィズチャイルドさくらがおかこども園	一ノ宮 2-45-3	0～5歳児	40名	
ウィズチャイルドかわのこほいく園	関戸 1-20-2 サクテラスモール301	0～2歳児	40名	
永山駅前こどもの家	永山 1-4 グリナード永山4階	0～2歳児 ※3～5歳児は要相談	30名	TEL:042-376-5588
多摩センターこどもの家	落合 1-47 ニューシティ多摩センタービル2階	0～2歳児 ※3～5歳児は要相談	30名	TEL:042-373-7773
キッズガーデンかわせみ	連光寺 1-1-1	0～2歳児	30名	TEL:042-319-6300
みらい保育園	豊ヶ丘 1-1-4 フラワーマンションコヤタⅡ	0～5歳児	40名	TEL:042-373-7115
多摩センターエンゼルホーム	落合 2-32 オーベルグランディオ多摩中央公園104	0～2歳児	32名	TEL:042-310-0900
キッズサポート多摩めぐみクラブ	鶴牧 1-25-2 ヴィークスステージ多摩センター2階	0～2歳児	34名	TEL:042-319-6771
キッズサポート多摩第二めぐみクラブ	鶴牧 1-26-3 NTT 東日本多摩ビル3階	0～5歳児	90名	TEL:042-313-7833

※市外の認証保育所については、東京都福祉保健局公式ホームページ内の認証保育所一覧をご参照ください。

▼市内企業主導型保育所一覧（下記内容については年度途中で変更になる可能性があります）

施設名	住所	受け入れクラス※	定員	電話番号
プラスキッズみらい保育園 聖蹟桜ヶ丘園	関戸3-14-8 シエ・モア桜ヶ丘1階	0～2歳児	定員26名 地域枠13名	042-400-6780
京王キッズプラッツ 多摩センター	落合1-12-7	0～5歳児	定員50名 地域枠23名	042-316-9037
聖蹟こどもTERRACE	関戸4-33-6	0～2歳児	定員19名 地域枠9名	042-376-3541 (事務局)
ニチイキッズせいせき桜ヶ丘 駅前保育園	関戸1-7-2あいおいニッセイ同和 損保聖蹟桜ヶ丘センター1階	0～2歳児	定員18名 地域枠9名	042-373-6400

※受け入れ可能な月齢は各施設にお問い合わせください。

（３）その他の認可外保育施設

上記以外の東京都に届出のある認可外保育施設については、東京都福祉保健局公式ホームページ内の認可外保育施設の一覧をご参照ください。

○多摩市では、認可外保育施設の保育料に対する市単独の補助制度はありません。

○幼児教育・保育の無償化の対象になる場合については、別冊「令和9年度幼児教育・保育無償化のしおり」を確認してください。

20 その他利用できるサービス

(1) 一時保育



就労や出産、私的都合などの理由により、保護者による家庭での保育が一時的に困難となった場合に、週平均3日を限度として就学前のお子さんを保育する制度です。**詳細・申込みは、直接各実施施設へお問い合わせください。**

対象児童	市内在住で、 保育所等に<u>入所していない</u>満1歳～就学前の児童
利用日時	原則、平日8:30～17:00（その内で8時間までの利用可能）

※時間延長及び土曜日の利用については、各保育園にご相談ください。

① 利用料金

区分	1日（8時間まで）	半日（4時間まで）
満1歳以上児	2,000 円	1,000 円

※市の補助により上記の料金で利用できます。市外在住の方や私的契約の方は料金が異なります。

※食費、雑費、延長料金等、別途料金がかかります。実施園にお問い合わせください。

※施設等利用給付認定で無償化となる可能性があります。詳しくは、別冊「令和9年度幼児教育・保育の無償化のしおり」を確認してください。

② 実施施設

定員については各施設へお問い合わせください。

▼市内一時保育・定期利用保育実施施設（予定※令和8年10月5日時点） ※最新の実施園情報は公式ホームページをご覧ください。

実施施設	施設名	住所	電話番号
	桜ヶ丘第一保育園	和田60-1	TEL:042-374-3098
	バオバブ保育園	一ノ宮1-20-3	TEL:042-375-4640
	こぐま保育園	永山3-5	TEL:042-375-4677
	みどりの保育園	連光寺3-57-2	TEL:042-375-0117
	バオバブちいさな家保育園	一ノ宮3-9-1	TEL:042-375-4701
	あおぞら保育園	落合1-5-16	TEL:042-375-1330
	おだ認定こども園	落合5-7-2	TEL:042-376-0211
	あすのき保育園	諏訪2-2-B-001	TEL:042-400-0360
	関戸みどりの保育園	関戸2-24-27 2F	TEL:042-400-6330
	おだ学園保育園	永山1-5 ベルブ永山209号	TEL:042-357-8100

(2) 定期利用保育



定期利用保育事業は、保護者の多様な就労形態と保育需要に対応することを目的として、一時保育を複数月にわたって利用できる制度です。詳細・申込みは、直接実施施設へお問い合わせください。

① 対象児童等

対象児童	市内在住で、 保育所等に入所申請し待機となった満1歳～2歳児 ※年度途中で満3歳に達した場合は、当該年度中に限り対象児童とみなします。 ※各施設での受け入れ状況により、利用ができない場合もあります。
実施施設・定員	P52 に記載の一時保育実施施設で実施しています。定員は各施設へお問い合わせください。
利用日時	原則、平日 8:30～17:00

※保育所等の申請を取下げると利用ができなくなります。

※入所月の前月の10日頃に多摩市公式ホームページで空き状況を公開しております。

※支給認定証の認定期間を確認します。

② 利用料金（月額）

令和7年9月より東京都の保育料無償化により、**定期利用を利用する課税世帯には月額42,000円を上限に利用料金(給食費は除く)が無償化**されます。利用施設との契約時に別途手続きが必要です。

この補助は東京都の補助金を活用した補助制度となるため、東京都の助成内容に変更があった場合は、補助金額が変更になることがあります。

※食費、雑費、延長料金等、別途料金がかかります。

実施園にお問い合わせください。

【参考】無償化前の料金



※非課税世帯は、施設等利用給付認定で無償化となる可能性があります。詳しくは、別冊「令和9年度幼児教育・保育の無償化のしおり」を確認してください。

区分	週3日利用	週4日利用	週5日利用
4時間未満	9,600円	12,800円	16,000円
4時間以上	19,200円	25,600円	32,000円

(3) 多摩市こども誰でも通園事業（乳児等通園支援給付）



保育所等に通っていないお子さんを対象に、保護者の保育の必要性の事由（就労、就学、疾病、介護等）がなくても通園できる制度です。

対象児童	幼児教育・保育施設（幼稚園・認可保育所等・企業主導型保育所）に在籍していない生後3カ月～就学前の児童
実施場所	市内幼稚園・認可保育所等（令和8年度は19施設で実施）※詳細は公式ホームページ参照
利用時間	1日8時間、月160時間の範囲内（認証保育所・認可外保育施設・定期利用保育事業に在籍・利用中の場合は月10時間まで）
利用時間	1時間300円程度（ただし、負担軽減制度があり、幼稚園・認可保育所等に在籍がない場合は月160時間までは無償化）

(4) パルテノン多摩こどもひろば O L I V E 一時保育



パルテノン多摩でのイベント参加時や、多摩センターエリアでのお買い物等でちょっと子どもを預けたい、というときにお子さんをお預かりします。詳しくは、パルテノン多摩こどもひろば O L I V E の公式ホームページを確認してください。

対象児童	満 1 歳～小学 3 年生までの児童
実施場所	パルテノン多摩 こどもひろば OLIVE 一時保育ルーム（落合 2-35） TEL:042-400-7715
利用日時	月～日曜日 9：00～18：00（1 時間単位。1 回 4 時間まで） ※パルテノン多摩休館日はお休み
料金	お子さん 1 人・1 時間あたり 1,000 円、多摩市在住の方は 700 円

(5) 休日保育



休日保育は、就労形態の多様化に対応するため、保育園において、日曜日及び祝日等に保育を行う事業です。多摩市では、**多摩保育園**で実施しています。利用にあたっては、事前登録及び面接が必要です。市内認可保育所等の在園児は、在園している保育園を通じての登録申請、その他の方は直接多摩保育園での登録申請になります。

① 対象児童等

対象児童	市内在住、離乳食が完了している満 1 歳以上の児童
実施場所	多摩保育園（和田 418-1） TEL:042-375-8217
利用日	日曜日・国民の祝日・12 月 29 日～12 月 31 日
利用時間	7：30～18：30

② 利用料金

教育・保育給付認定（2 号認定または 3 号認定）を受けていて、保育所等を利用している児童は、利用料金の負担はありません。詳細は多摩保育園に直接お問い合わせください。

※食事やオムツ等のご持参いただきます。

(6) ファミリー・サポート・センター

子育てのお手伝いをしてほしい人（利用会員）と子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）の会員組織です。保育園や幼稚園等の送迎や、その前後の預かりなどができます。詳しくは、ファミリー・サポート・センターへお問い合わせください。

問い合わせ	多摩市ファミリー・サポート・センター こども家庭センター「たまっこ」2 階（豊ヶ丘 1-21-3） TEL:042-357-5105
-------	---

(7) 病児・病後児保育



主に病気の回復期のお子さんが対象となりますが、急性期であっても状態が急変しないと医師に診断された場合、病気の種類による規定に沿って保育看護を行います（病児保育）。

いずれの施設も児童福祉法第 34 条の 18 の規定に基づき東京都に届け出て実施している事業です。

TAMA エンジェルガーデン（多摩市委託事業）

市からの委託を受けて病児保育を実施している施設です。利用には事前登録が必要です。詳しくは施設へ、直接お問い合わせください。

対象児童	① 市内在住の乳幼児、または多摩市内の認可保育所等、認証保育所、幼稚園、学童クラブに入所している乳幼児・児童 ② 安静確保のため集団保育を受けることが困難な乳幼児・児童
所在地、問い合わせ先	豊ヶ丘1-59-10コーポクレイン1F TEL:042-400-5672
利用日時	月曜～土曜日 9:00～17:30※時間外保育あり(別途料金がかかります)
利用料金	登録料 1 名につき 3,000 円 ※ 2 名以降料金が異なります。 利用料 1 日 2,000 円 ※減免規定あり ※隔離が必要な感染症の場合は別途料金がかかります。

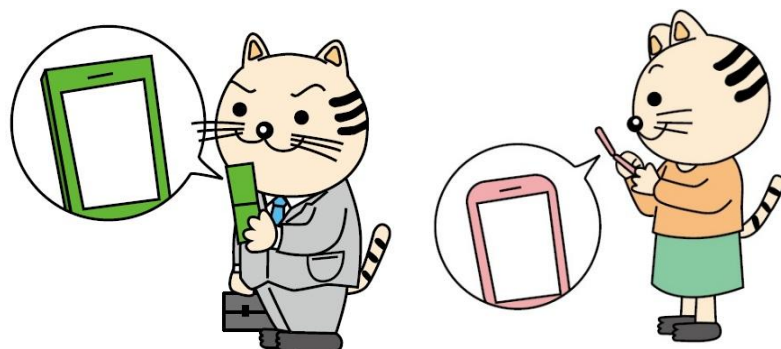
聖蹟こども TERRACE

病児保育を実施している企業主導型保育所です。利用に際しての事前登録や注意事項等の詳細は施設へ、直接お問い合わせください。

対象児童	病気の急性期を過ぎててもまだ回復に至らない場合で、観察や看護が必要ではあるが急変が認められない児童。 年齢：10ヶ月～概ね10歳
所在地、問い合わせ先	関戸4-33-6 TEL:042-400-5510
利用日時	月曜～金曜日 8:30～16:30 ※土日祝・年末年始・看護師不在時は休み(詳細は施設にお問い合わせください)
利用料金	年間登録料 3,000 円 利用料 1 日 3,000 円

21 手続き先のホームページ一覧

申請前 ～ 申請中	令和 9 年度入所申請について ・P14 入所申請書一式 ・育児休業の延長が許容可能である申出書 ・在籍証明書 ・育児による休業取得証明書（個人事業主用） ・介護要件・就学要件用スケジュール表（任意様式） ・第 6 希望以上の入所希望図記入用紙（任意様式） 	毎月の空き状況（4 月除く） 年度途中入所の各月 1 日現在の空き状況を毎月 10 日頃に掲載しています。 	保活ワンポータル （R8.2 までは保活ワンストップ） 見学予約等をオンライン上で行うことができます。 
申請中 ～ 申請後	入所関連の届け出様式 ・給付認定変更届 ・希望保育所等追加変更届 ・取下書 ・転所申請関係書類 ・復職証明書 ・就労開始証明書 等 	毎月の電子申請（4 月除く） ※4 月分は「令和 9 年度入所申請について」のページに電子申請のリンクがあります。 ・希望保育所等追加変更届や取下書を提出の場合は「不足書類提出フォーム」からご提出ください。 	支給認定証再発行フォーム ・支給認定証を紛失した時 ・申請時に発行し、入所保留になり認可保育所・定期利用保育事業を利用していない方で再認定を希望する場合等 
申請後 ～ 在園中	辞退届提出フォーム ・入所決定を辞退する場合は、必ず入所月の前月中に速やかに「辞退届及び取下書」を多摩市子ども・若者政策課に提出してください（郵送の場合は必着。）※辞退の取下げはできません。 再度入所を希望する場合は、改めて申請が必要です（要申請書一式）。 	待機順番・指数の照会申請フォーム 申請をして保留となった場合は、入所希望月の 1 日以降に第一希望の施設の待機の順番をお伝えすることが可能です。 待機の順番の公開を希望する場合は、電子申請で申請してください。その後子ども・若者政策課より 1 週間以内にお電話にて回答いたします。 	退所届提出フォーム 保育所等を退所する場合は、入所審査の空き枠確保の観点から、退所する月の 20 日（土日祝日の場合は翌開庁日）までに速やかに「保育所等退所届」を提出してください。 



22 多摩市内私立幼稚園の預かり保育一覧

幼稚園名	住所・電話	実施時間帯		「預かり保育」又は「一時預かり事業」保育料			
		教育時間 開始前	教育時間 終了後	教育時間 開始前	教育時間 終了後	長期 休暇中	その他
多摩みゆき幼稚園  (認定こども園)	〒206-0021 多摩市連光寺2-24-6 042-400-6996	7:30～ 8:50 (月～金)	①14:00～18:30 (月～金) ②11:30～18:30 (午前保育期間)	125円/30分	125円/30分 15時以降 おやつ代100円	125円/30分 15時以降 おやつ代100円 長期休暇中の昼食はお弁当持参	—
富士ヶ丘幼稚園  (新制度幼稚園)	〒206-0014 多摩市乞田1145 042-374-2600	8:00からは 登園可能	①14:00～18:00 (月～金) ②11:15～18:00 (午前保育期間)	0円	500円/1日	8:00～15:00 500円 8:00～18:00 800円	・満3歳児クラス有り。
緑ヶ丘幼稚園  (現行制度幼稚園)	〒206-0001 多摩市和田712 042-375-6755	8:00からは 登園可能	14:00～18:30 (理由を問わず全園 児どなたでも利用可) (月～金)	0円	700円/1日	8:00～18:30 ①700円/1日 (5時間まで) ②1,400円/1日 (5時間超)	・満3歳児クラス有り。 ・長期休暇中(夏休み、冬 休み、春休み)においてもご 希望の方には、給食を選択 可能。また満3歳児のお子 様も預かり保育を利用でき ます。
東京大谷幼稚園  (認定こども園)	〒206-0041 多摩市愛宕1-51 042-375-0728	7:30～ 9:00 (月～金)	①14:00～18:30 (月～金) ②11:30～18:30 (午前保育の日)	7:30～8:00 150円/30分 8:00～9:00 なし	15:00～18:00 200円/1時間 18:00～18:30 200円/15分 13:00～18:00 200円/1時間 18:00～18:30 200円/15分	7:30～8:00 150円/30分 8:00～9:00 200円/1時間 9:00～18:00 100円/1時間 18:00～18:30 200円/15分	・満3歳児クラス有り。 ・長期休暇中、事前にお申 し込み頂ければ、自園給食 を提供致します。
錦秋幼稚園  (新制度幼稚園)	〒206-0025 多摩市永山3-8 042-374-6767	7:30～ 9:00 (月～金)	①14:00～17:30 (月～金) ②11:30～17:30 (午前保育の日) ③17:30～19:00 (月～金)	7:30～8:00 200円/回 8:00～9:00 250円/回	①600円 ②11:30～14:00 300円/回 14:00～17:30 600円/回 ③17:30～19:00 30分200円	7:30～9:00 30分200円 9:00～14:00 500円 14:00～17:30 600円 17:30～19:00 30分200円	・満3歳児クラス有り。 ・長期休暇中、事前にお申 し込み頂ければ、給食を提 供致します。
文化学園大学附属 すみれ幼稚園  (新制度幼稚園)	〒206-0024 多摩市諏訪4-11 042-374-7427	7:30～ 8:30 (月～金)	①14:00～18:30 (月～金) ②11:30～18:30 (午前保育の日)	7:30～8:30 200円 8:00～8:30 100円	①17:00まで450円/1日 18:00まで600円/1日 18:30まで700円/1日 ②17:00まで650円/1日 18:00まで800円/1日 18:30まで900円/1日	7:30～14:00 700円 8:00～14:00 600円 7:30～17:00 1,000円 8:00～17:00 900円 7:30～18:00 1,100円 8:00～18:00 1,000円 7:30～18:30 1,200円 8:00～18:30 1,100円	長期休暇中もご希望の方 には給食を提供致します。
諏訪幼稚園  (新制度幼稚園)	〒206-0024 多摩市諏訪5-3 042-374-6141	7:30～ 9:00 (月～金)	14:00～19:00 (月～金) 7:30～17:00 第1・3(土) ※3歳のお誕生日を迎 えた次の月から預かり 保育利用可 ※土曜日の預かり保育 は園バスの運行はなし	300円 (朝のみ利用の 場合) <満3歳> 500円	①7:30～17:00 900円/1日 <満3歳> 1,500円/1日 ②17:00以降 100円/20分	①7:30～17:00 1,500円/1日 <満3歳> 2,000円/1日 [幼稚園休園日] 7:30～17:00 2,000円/1日 <満3歳> 2,500円/1日 ②17:00以降 100円/20分	・満3歳児クラス有り。 ・長期休み中月極め利用で希 望の方は給食提供致します。 ・月極め・お迎え ①18:00 お迎え 12,000円/月 <満3歳> 14,000円/月 ②19:00 お迎え 13,000円/月 <満3歳> 15,000円/月 ③17時発バス利用 15,000円/月 <満3歳> 17,000円/月
せいとく幼稚園  (新制度幼稚園)	〒206-0033 多摩市落合4-12 042-376-6111	8:00～	教育時間終了後 ～18:00	100円	①通常保育日 14:00～15:00 200円 15:00～17:00 400円 ②午前保育日 11:30～12:00 100円 12:00～17:00 700円 ※17:00～30分毎 100円	8:00～9:00 100円 9:00～14:00 600円 14:00～17:00 600円 17:00～17:30 100円 17:30～18:00 100円	・満3歳児クラス有り。
おだ認定こども園  (認定こども園)	〒206-0033 多摩市落合5-7-2 042-376-0211	なし (応相談)	教育時間終了後 ～18:00 (月～金)	0円	①17:00まで 100円/30分 ②17:00～18:00 100円/15分	①9:00～17:00 100円/30分 ②17:00～18:00 100円/15分 (給食費別)	・満3歳児クラス有り。

多摩市内の私立幼稚園では、通常の幼稚園教育に併せて、全園で夕方まで預かり保育を実施しています。
 保育の必要性がある方は、月額490円(月額上限額12,300円)が無償化対象となります。
 詳しくは「令和9年度幼児教育・保育の無償化のしおり」をご覧ください。